

考えてみよう、市町村合併

—— 鹿児島県地区における合併協議の状況 ——

市民意見交換会 日程表

期 日	時 間	会 場	備 考
11月11日(火)	午後7時～9時	市民福祉プラザ	5階大会議室
11月12日(水)	午後7時～9時	谷山北中学校	体育館
11月13日(木)	午後7時～9時	吉野支所	2階会議室
11月14日(金)	午後7時～9時	東桜島公民館	東桜島支所2階
11月15日(土)	午後7時～9時	谷山支所	4階会議室
11月16日(日)	午後3時～5時	城西公民館	1階会議室
11月17日(月)	午後7時～9時	鴨池公民館	2階会議室
11月18日(火)	午後7時～9時	生涯学習プラザ	5階多目的フロア
11月19日(水)	午後7時～9時	武・田上公民館	2階会議室
11月20日(木)	午後7時～9時	伊敷公民館	2階会議室

目 次

1 鹿児島地区合併協議会の概要	
(1) これまでの合併協議会の経過	1 頁
(2) 合併協議会の役割	1 頁
2 合併協議会の協議スケジュール	2 頁
3 市町村建設計画（案）の概要	別 紙
4 国等の主な財政支援措置	4 頁
5 合併協議会の協定項目・スケジュール	5 頁
6 合併協定項目の協議状況	6 頁
7 主な合併協定項目の内容（合併協議会で確認済み）	
(5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い	12 頁
(6) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	13 頁
(10) 町名・字名の取扱い	14 頁
(14) 地方税の取扱い	15 頁
(15) 国民健康保険事業	16 頁
(16) ごみ処理事業	17 頁
(19) 上水道事業	18 頁
(20) 都市計画の取扱い	19 頁
(25) 介護保険事業	20 頁
(26) 児童福祉事業	21 頁
(27) 高齢者福祉事業	22 頁
(28) 障害者福祉事業	23 頁
(31) 保健衛生事業	24 頁
(32) 交通関係事業	25 頁
(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業	26 頁
(37) コミュニティ関係事業	27 頁
(40) まちづくり推進組織の取扱い	28 頁
(42) 使用料及び手数料の取扱い	29 頁
(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い	30 頁
(44) 農林水産業関係事業	31 頁
(45) 商工・観光関係事業	32 頁
(46) 学校教育事業	33 頁
(47) 社会教育事業	34 頁
(48) その他事業	35 頁
8 主な合併協定項目の内容（合併協議会で継続協議中）	
(27-2) 高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）	36 頁
(28-2) 障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）	37 頁

1 鹿児島地区合併協議会の概要

(1) これまでの合併協議会の経過

平成14年12月9日～30日	1市5町の議会における法定合併協議会設置議案の議決
平成15年1月24日	鹿児島地区合併協議会の設置（告示）
1月31日	第1回合併協議会の開催
2月14日	第2回合併協議会の開催
4月15日	第3回合併協議会の開催
5月16日	第4回合併協議会の開催
6月9日	第5回合併協議会の開催
7月22日	第6回合併協議会の開催
8月29日	第7回合併協議会の開催
10月7日	第8回合併協議会の開催
10月28日	第9回合併協議会の開催

(2) 合併協議会の役割

合併協議会とは、地方自治法第252条の2の規定に基づき設置される、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。

合併協議会の任務は、合併特例法第3条で「市町村建設計画の作成」及び「その他市町村の合併に関する協議」とされています。

① 市町村建設計画の作成

市町村建設計画は、合併後の市町村の将来に関するビジョン（構想・目標）、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

計画には、合併特例法の規定により、次の事項を定めることとされています。

- ア 合併市町村の建設の基本方針
- イ 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ウ 公共的施設の統合整備に関する事項
- エ 合併市町村の財政計画

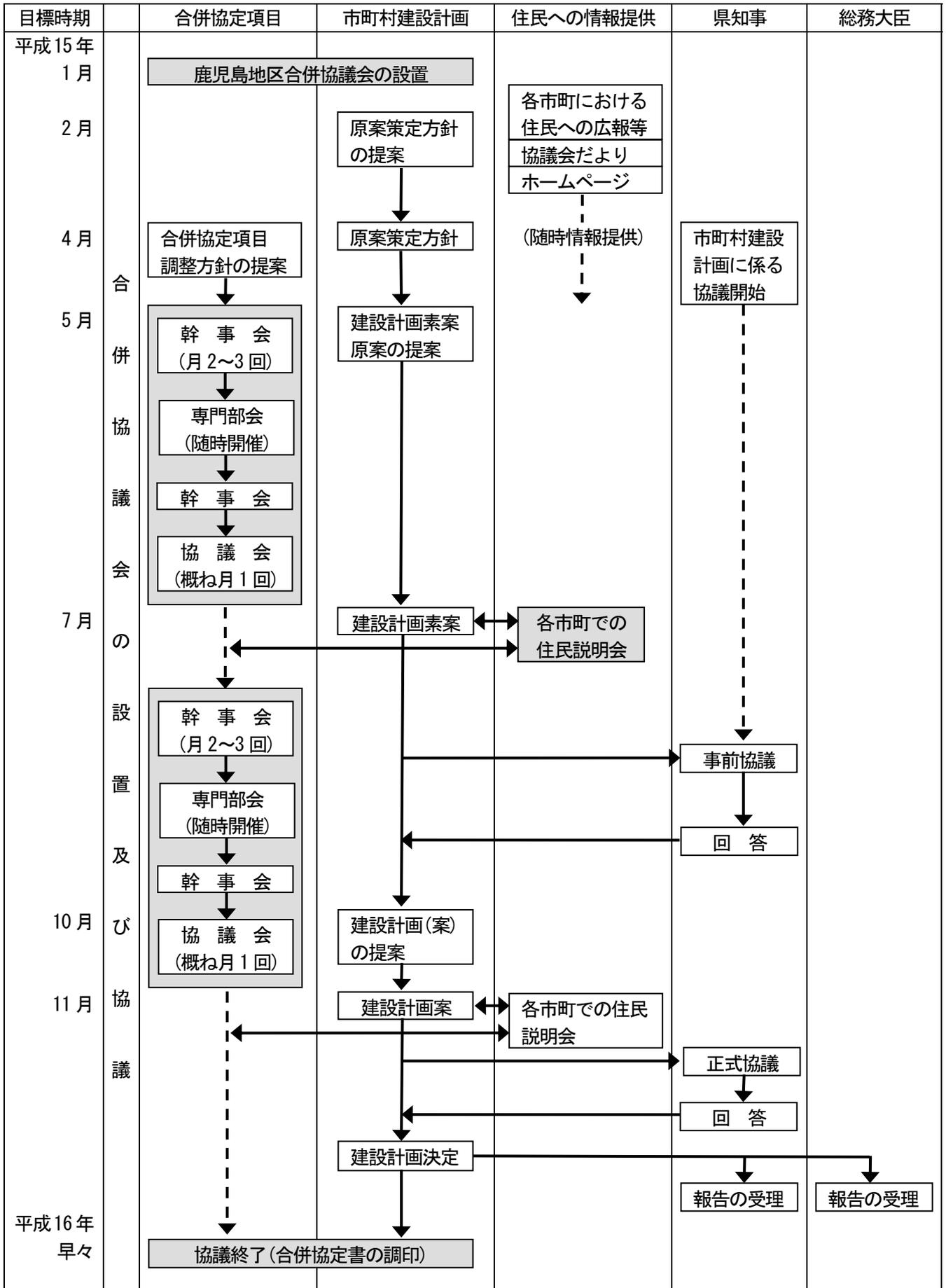
また、市町村建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることとなっています。

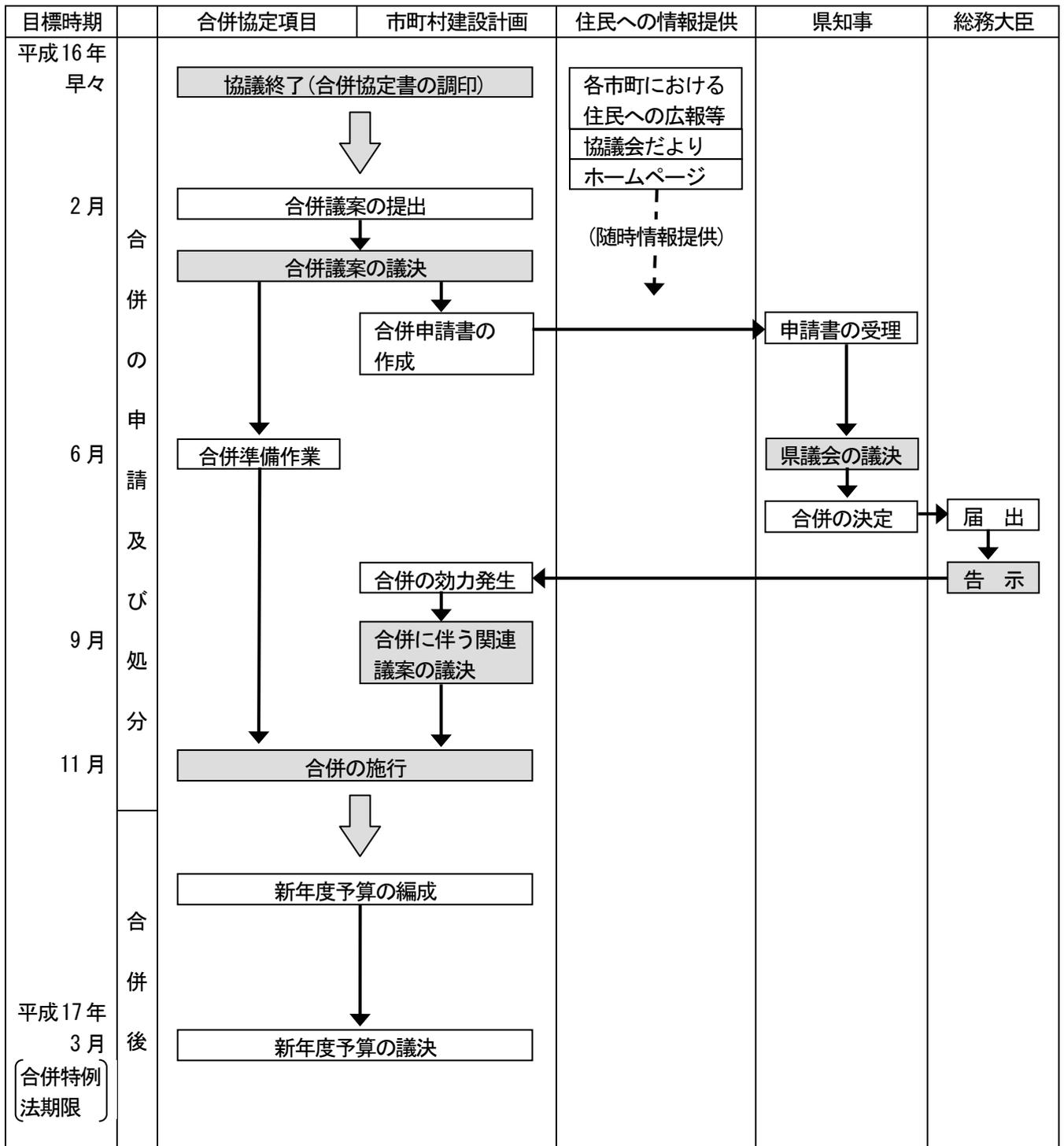
② その他市町村の合併に関する協議（合併協定項目）

その他市町村の合併に関する協議とは、合併の方式（編入合併か新設合併か）や期日はどうするか、事務所の位置や、新市町村の名称はどうするか、議員の定数・在任の特例はどうするかなど、法律上・事実上を問わず合併に伴って相互に協議することが適当であると考えられる事項を協議することです。

これらの協議結果は合併協定書の中にまとめられますが、個々の制度の調整は、市町村住民の福祉に影響を及ぼすものであり、合併協議会で協議し、決定しておくことが望ましいとされています。

2 合併協議会の協議スケジュール





3 市町村建設計画（案）の概要
別紙「新まちづくり計画」のとおり

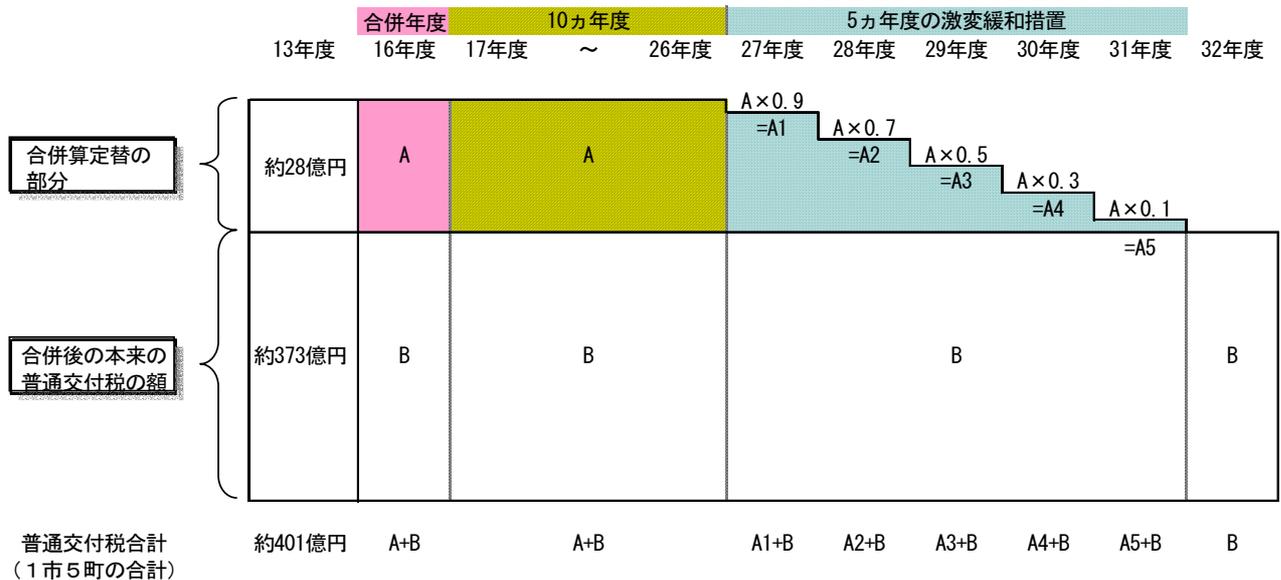
4 国等の主な財政支援措置

(1) **合併市町村補助金 [9 億円 : 上限]**

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に基づいて行う事業で、行政水準の確保・強化に資する事業等に要する経費に対し、合併年度から3カ年度にわたり補助金が交付されます。

(2) **普通交付税の合併算定替 [合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障]**

合併年度とこれに続く10カ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を合併市町村に全額保障し、さらに、その後5カ年度は激変緩和措置がなされます。



(3) **普通交付税の合併補正 [30 億円 : 上限]**

合併市町村における、主として次のような臨時的経費に対しても、5カ年度にわたり普通交付税(合併補正)による包括的な財政措置がなされます。

基本構想等の策定・改訂、コンピュータシステムの統一、ネットワーク整備など行政の一体化に要する経費、行政水準及び住民負担の格差是正

(4) **合併特例債 [511 億円 : 上限]**

① 建設事業、上水道事業、下水道事業及び病院事業に対する財政措置 [473 億円 : 上限]

合併市町村は、合併年度とこれに続く10カ年度、市町村建設計画に基づく特に必要な建設事業の経費、また、上水道・下水道・病院事業に係る合併に伴い増加する経費に対する一般会計からの出資及び補助金の95%（地方公営企業に係るものについては100%）について、合併特例債を充当することができ、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

② 基金造成に対する財政措置 [38 億円 : 上限]

合併市町村は、合併年度とこれに続く10カ年度、旧市町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のために設ける基金の造成の95%について、合併特例債を充当することができ、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

5 合併協議会の協定項目・スケジュール

区分	協定項目等	スケジュール
1	(1) 合併の方式 (2) 合併後の市の名称 (3) 合併後の市の事務所の位置	1月 第1回協議会 提案
2	(4) 合併の期日 市町村建設計画原案策定方針	2月 第2回協議会 提案
3	合併協定項目調整方針 (5) 議会の議員の定数及び任期の 取扱い (6) 農業委員会の委員の定数及び 任期の取扱い (7) 一般職の職員の取扱い (8) 事務組織及び機構の取扱い (9) 条例、規則等の取扱い	4月 第3回協議会 提案
4	市町村建設計画（素案） (10) 町名・字名の取扱い ※1 (11) 慣行の取扱い (12) 財産の取扱い (13) 公共的団体等の取扱い (14) 地方税の取扱い (15) 国民健康保険事業	5月 第4回協議会 提案
5	(16) ごみ処理事業 (18) 環境衛生事業 (19) 上・下水道事業 (20) 都市計画の取扱い (21) 建設関係事業 (22) 消防関係事業 (23) 一部事務組合等の取扱い（し 尿処理業務を除く）	6月 第5回協議会 提案
6	(24) 地域福祉事業 (25) 介護保険事業 (26) 児童福祉事業 (27) 高齢者福祉事業 (28) 障害者福祉事業 (29) 生活保護事業 (30) 健康づくり事業 (31) 保健衛生事業	7月 第6回協議会 提案

区分	協定項目等	スケジュール
7	(32) 交通関係事業 (33) 女性政策事業 (34) 姉妹都市等、国際・国内交流 事業 (35) 広聴広報関係事業 (36) 防災・防犯関係事業 (37) コミュニティ関係事業 (38) 住民サービス窓口業務	8月 第7回協議会 提案
8	(11-2) 慣行(都市宣言)の取扱い (17) し尿処理事業 (21-2) 建設関係事業(公の施設) (23-2) 一部事務組合等(し尿処理 業務)の取扱い (39) 特別職の取扱い ※2 (40) まちづくり推進組織の取扱い (41) 電算システム事業 (42) 使用料及び手数料の取扱い (43) 負担金、補助金及び交付金の 取扱い (44) 農林水産業関係事業 (45) 商工・観光関係事業 (46) 学校教育事業 (47) 社会教育事業 (48) その他事業	10月 第8回協議会 提案
9	(27-2) 高齢者福祉事業(敬老特別 乗車証交付事業及びすこやか 入浴事業) (28-2) 障害者福祉事業(友愛特別 乗車証交付事業) (49) 市町村建設計画(案)	10月 第9回協議会 提案
	同上	12月 第10回協議会 協議(予定)

※1 町名・字名の取扱いについては、第6回協議会に再提案。

※2 特別職の取扱いについては、合併協議会の議案としないことを確認。

6 合併協定項目の協議状況

項目名	調整方針	協議状況
(1) 合併の方式	吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町を廃し、その区域を鹿児島市へ編入するものとする。	第1回で提案 第1回で確認
(2) 合併後の市の名称	合併後の市の名称は、鹿児島市とする。	同上
(3) 合併後の市の事務所の位置	合併後の市の事務所の位置は、鹿児島市山下町11番1号とする。	同上
(4) 合併の期日	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。	第2回で提案 第3回で確認
(5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、鹿児島市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け増員選挙を行うものとする。	第8回で提案 第8回で確認
(6) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の農業委員会は、鹿児島市の農業委員会に統合するものとする。 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、各町においてそれぞれ互選された5人の委員が鹿児島市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き鹿児島市の農業委員会の委員として在任するものとする。	第8回で提案 第9回で確認
(7) 一般職の職員の取扱い	1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の一般職の職員は、すべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。 2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市5町の長が別に協議するものとする。	第3回で提案 第4回で確認
(8) 事務組織及び機構の取扱い	1 5町の役場は、支所とする。 2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。 3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。	同上
(9) 条例、規則等の取扱い	鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとする。	同上
(10) 町名・字名の取扱い	1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。	第6回で提案 第8回で確認
(11) 慣行の取扱い	1 市紋章については、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。 2 市旗については、鹿児島市の市旗を用いるものとする。 3 市民歌については、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。 4 市民憲章については、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。 5 名誉市民については、鹿児島市の制度に統合するものとする。 6 市木・市花については、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。	第4回で提案 第5回で確認
(11-2) 慣行（都市宣言）の取扱い	都市宣言は、鹿児島市の都市宣言を用いるものとする。3町の独自の宣言は合併時に廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。	第8回で提案 第9回で確認

(12) 財産及び公の施設の取扱い	吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。	第4回で提案 第5回で確認
(13) 公共的団体の取扱い	公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。	同 上
(14) 地方税の取扱い	地方税については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。	同 上
(15) 国民健康保険事業	国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。	同 上
(16) ごみ処理事業	ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。また、家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に再編するものとする。	第5回で提案 第6回で確認
(17) し尿処理事業	1 し尿等の収集形態については、現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。 2 し尿等の処理体制については、合併時に再編するものとする。	第8回で提案 第9回で確認
(18) 環境衛生事業	環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、無縁墓地清掃委託事業及び火葬経費補助事業については、合併時に廃止するものとする。	第5回で提案 第6回で確認
(19) 上・下水道事業	1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併が行われた日の属する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。 2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。 4 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 5 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。	第5回で提案 第7回で確認
(20) 都市計画の取扱い	都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。	第5回で提案 第6回で確認
(21) 建設関係事業	建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、現在、施行中である小宅地対策事業等については、現行どおりとする。	同 上
(21-2) 建設関係事業（公の施設）	5町の公園、町営住宅、町道、港湾及び砂防関連施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。	第8回で提案 第9回で確認

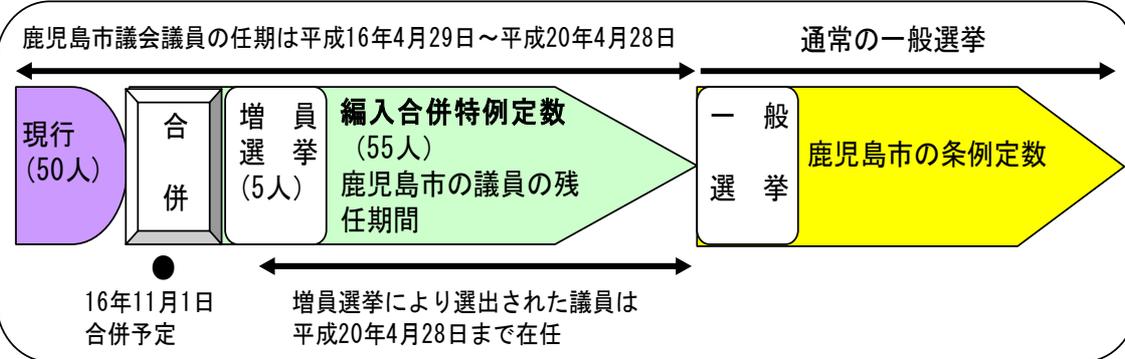
(22) 消防関係事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 2 松元町と郡山町の区域には、合併後に消防自動車及び救急自動車を配置する拠点を新設するものとする。 3 防火水槽等建設補助金事業及び消防協力会事業は、合併時に廃止するものとする。 	第5回で提案 第6回で確認
(23) 一部事務組合等の取扱い（し尿処理業務を除く）	吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該一部事務組合等の業務のうち4町に係る共同処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。	同 上
(23-2) 一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱い	吉田町は、合併の日の前日をもって始良郡西部衛生処理組合を脱退し、吉田町に係るし尿処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。	第8回で提案 第9回で確認
(24) 地域福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 2 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりとする。 	第6回で提案 第7回で確認
(25) 介護保険事業	介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。	同 上
(26) 児童福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 2 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 3 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。 4 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。 5 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度の翌年度に子が小学校に入学する者については現行どおりとする。 6 保育園児通園バス補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。 	同 上
(27) 高齢者福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 2 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は合併が行われた日の属する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。 3 高齢者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 4 優待入浴券交付事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。 5 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。 	第6回で提案 第7回で確認

(27-2) 高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）	<p>1 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時まで決定する。</p> <p>2 見直し後の敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、新市域にも適用するものとする。</p> <p>新市域へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（敬老）交付事業及び吉田町が実施している老人温泉保養事業は、廃止する。</p>	第9回で提案 継続協議中
(28) 障害者福祉事業	<p>1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>2 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>3 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。</p> <p>4 友愛特別乗車証交付事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。</p>	第6回で提案 第7回で確認
(28-2) 障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）	<p>1 友愛特別乗車証交付事業については、交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時まで決定する。</p> <p>2 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域にも適用するものとする。</p> <p>新市域へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（友愛）交付事業は、廃止する。</p>	第9回で提案 継続協議中
(29) 生活保護事業等	生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。	第6回で提案 第7回で確認
(30) 健康づくり事業	健康づくり事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。	同 上
(31) 保健衛生事業	保健衛生事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。	同 上
(32) 交通関係事業	<p>1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。</p> <p>2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。</p> <p>3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。</p> <p>4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。</p> <p>5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。</p>	第7回で提案 第9回で確認
(33) 女性政策事業	女性政策事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。	第7回で提案 第8回で確認

(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業	<p>1 国際交流員招致事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>2 青少年の海外派遣等事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>3 吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。</p> <p>4 桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。</p>	同 上
(35) 広聴広報関係事業	<p>広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p>	同 上
(36) 防災・防犯関係事業	<p>1 防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。</p> <p>2 交通災害共済事業については、合併時に鹿児島市の制度を適用するものとする。</p> <p>3 防犯灯補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するものとする。</p>	同 上
(37) コミュニティ関係事業	<p>1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。</p> <p>2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。</p> <p>4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。</p>	同 上
(38) 住民サービス窓口業務	<p>1 住民基本台帳事務等の住民サービス窓口業務については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>2 ファクシミリ等による証明交付については、現行どおりとする。</p>	同 上
(39) 特別職の取扱い	<p>※ 合併協議会の議案としないことを確認</p>	第8回で確認
(40) まちづくり推進組織の取扱い	<p>1市5町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議（仮称）及びかごしままちづくり会議（仮称）を設置することとし、具体的なことについては、合併時までに1市5町の長が別に協議するものとする。</p>	第8回で提案 第9回で確認
(41) 電算システム事業	<p>電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。</p>	同 上
(42) 使用料及び手数料の取扱い	<p>1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。</p> <p>2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。</p>	同 上
(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い	<p>1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。</p> <p>2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。</p>	同 上

(44) 農林水産業関係事業	<p>1 農林水産業関係事業については、合併時に一元化するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。</p> <p>2 農村広場・コミュニティ施設の管理運営等については、現行どおりとする。</p>	同 上
(45) 商工・観光関係事業	<p>1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。</p> <p>2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。</p>	同 上
(46) 学校教育事業	<p>学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p>	同 上
(47) 社会教育事業	<p>社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p>	同 上
(48) その他事業	<p>その他事業については、原則として合併時に鹿児島市の制度に統合するものとし、このほか合併に関し必要な事項については、1市5町の長が協議するものとする。</p>	同 上
(49) 市町村建設計画(案)	<p>市町村建設計画は、別紙「新市まちづくり計画」のとおりとする。</p>	第9回で提案 継続協議中

7 主な合併協定項目の内容（合併協議会で確認済み）

項目	(5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い																																																										
現 状	<p>1 議会の議員の概要（平成15年9月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="300 264 1302 539"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>人口</th> <th>法定上限数</th> <th>条例定数</th> <th>現員数</th> <th>任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島市</td> <td>552,098人</td> <td>56人</td> <td>50人</td> <td>46人</td> <td>平成16年4月28日</td> </tr> <tr> <td>吉 田 町</td> <td>11,736人</td> <td>22人</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td>平成17年4月24日</td> </tr> <tr> <td>桜 島 町</td> <td>4,678人</td> <td>14人</td> <td>14人</td> <td>14人</td> <td>平成19年4月30日</td> </tr> <tr> <td>喜 入 町</td> <td>12,802人</td> <td>22人</td> <td>18人</td> <td>18人</td> <td>平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>松 元 町</td> <td>12,065人</td> <td>22人</td> <td>18人</td> <td>18人</td> <td>平成19年4月30日</td> </tr> <tr> <td>郡 山 町</td> <td>8,314人</td> <td>18人</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td>平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>601,693人</td> <td>56人</td> <td>132人</td> <td>128人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 人口は平成12年国勢調査による。 (注2) 法定上限数は、地方自治法に規定される最大定数。</p> <p>2 編入合併における議員の定数と任期の取扱い 編入合併においては、編入される町の議員は、町の法人格が消滅するため原則として失職することになりますが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の議員の定数や在任期間に係る特例措置を定めています。</p> <table border="1" data-bbox="300 770 1455 1032"> <thead> <tr> <th>取扱区分</th> <th>編入される町の議員</th> <th>鹿児島市の議員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原則</td> <td>失職</td> <td rowspan="3">全議員が在任</td> </tr> <tr> <td>②合併特例法の定数特例による場合</td> <td>失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施</td> </tr> <tr> <td>③合併特例法の在任特例による場合</td> <td>編入される町的全議員が在任</td> </tr> </tbody> </table> <p>定数特例による場合 合併後、編入される町ごとの区域において、増員選挙により選出された議員は、編入をする鹿児島市の議員の残任期間だけ在任します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\begin{aligned} \text{増員数} &= \text{編入する鹿児島市の定数} \times (\text{編入される町の人口} \div \text{編入する鹿児島市の人口}) \\ &= \text{各町から1人} \quad \text{(注) 端数は四捨五入、1人未満は1人} \\ \text{編入合併特例定数} &= \text{編入する鹿児島市の議員定数} + \text{増員数} \end{aligned}$ </div>	市町名	人口	法定上限数	条例定数	現員数	任 期	鹿児島市	552,098人	56人	50人	46人	平成16年4月28日	吉 田 町	11,736人	22人	16人	16人	平成17年4月24日	桜 島 町	4,678人	14人	14人	14人	平成19年4月30日	喜 入 町	12,802人	22人	18人	18人	平成19年4月29日	松 元 町	12,065人	22人	18人	18人	平成19年4月30日	郡 山 町	8,314人	18人	16人	16人	平成19年4月29日	合 計	601,693人	56人	132人	128人		取扱区分	編入される町の議員	鹿児島市の議員	①原則	失職	全議員が在任	②合併特例法の定数特例による場合	失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施	③合併特例法の在任特例による場合	編入される町的全議員が在任
市町名	人口	法定上限数	条例定数	現員数	任 期																																																						
鹿児島市	552,098人	56人	50人	46人	平成16年4月28日																																																						
吉 田 町	11,736人	22人	16人	16人	平成17年4月24日																																																						
桜 島 町	4,678人	14人	14人	14人	平成19年4月30日																																																						
喜 入 町	12,802人	22人	18人	18人	平成19年4月29日																																																						
松 元 町	12,065人	22人	18人	18人	平成19年4月30日																																																						
郡 山 町	8,314人	18人	16人	16人	平成19年4月29日																																																						
合 計	601,693人	56人	132人	128人																																																							
取扱区分	編入される町の議員	鹿児島市の議員																																																									
①原則	失職	全議員が在任																																																									
②合併特例法の定数特例による場合	失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施																																																										
③合併特例法の在任特例による場合	編入される町的全議員が在任																																																										
合併後の制度	<p>議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、鹿児島市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け増員選挙を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <p>鹿児島市議会議員の任期は平成16年4月29日～平成20年4月28日</p> <p>通常の一般選挙</p> <p>現行(50人) → 合併(16年11月1日合併予定) → 増員選挙(5人) → 編入合併特例定数(55人) → 鹿児島市の議員の残任期間 → 一般選挙 → 鹿児島市の条例定数</p> <p>増員選挙により選出された議員は平成20年4月28日まで在任</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「増員選挙」は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 合併日から5日以内に市議会議長は選挙管理委員会に定数の増加を通知し、 選挙管理委員会は、通知を受領した日から50日以内に、5町それぞれの選挙区ごとに定数をそれぞれ1人とする増員選挙を行うこととなります。 </div>																																																										

項目	(6) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い							
現 状	1 農業委員数等の状況 (平成 15 年 4 月調査)							
			鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	任 期 (3 年)		平16. 4. 28	平17. 7. 19				
	委員数 (人)	選挙	条約定数	25	10	11	10	10
			現員数	25	10	11	9	10
		選任	11	5	3	4	3	4
	有権者数 (人)		8,988	1,915	836	1,623	1,147	1,192
	農地面積 (ha)		1,310	374	254	866	717	574
	基準農業者数		3,321	803	431	785	684	901
	(注) 農地面積は平成14年農林水産年報、基準農業者数は2000年農林業センサス							
	2 編入合併後の委員の定数							
	ア 選挙による委員は、30 人以内で条例で定めた数となります。〔現行 25 人〕 (農業委員会等に関する法律第 7 条、同法施行令第 2 条の 2)							
	イ 選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した各 1 人、並びに議会が推薦した学識経験者 5 人以内となります。(農業委員会等に関する法律第 12 条)							
	3 合併特例法 (在任特例措置) による選挙委員の定数及び任期の取扱い							
編入合併においては、編入される町の農業委員は、町の法人格が消滅し農業委員会が廃止されるため失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の委員の定数や在任期間に係る特例措置を定めています。								
ア 編入する鹿児島市の選挙による委員は、そのまま在任します。								
イ 編入される 5 町の選挙による委員は、40 人を超えない範囲で在任できます。ただし、在任期間は編入する鹿児島市の委員の残任期間となります。(市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項)								
4 編入合併後の委員数								
		選 挙		選 任	計			
		本 市	5 町					
合併特例法によらない場合		25 人	0 人	15 人	40 人			
合併特例法による場合		25 人	40 人以下	15 人	80 人以下			
本市の選挙による委員は現行条例による数、選任による委員は現在の農業協同組合等による数								
合併後 の制度	1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の農業委員会は、鹿児島市の農業委員会に統合するものとします。							
	2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、各町においてそれぞれ互選された 5 人の委員が鹿児島市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き鹿児島市の農業委員会の委員として在任するものとします。							
			選 挙 委 員		選 任 委 員		計	備 考
			鹿児島市	5 町	鹿児島市	5 町		
1 市 5 町現況		25	51	11	19	106		
特例適用期間		25	25	11	4	65	選挙委員各町 5 人	
(注 1) 選挙による委員は現行条例による数、選任による委員は現在の農業協同組合等による数								
(注 2) 合併特例法適用期間は、合併の日から平成 19 年 4 月 28 日までとなります。								

項 目	(10) 町名・字名の取扱い			
現 状	○ 住所表示の現況			
		住所の表示	町数・町名	大字数・大字名
	鹿児島市	(住居表示実施区域) 鹿児島市〇〇町 12 番 34 号 (住居表示未実施区域) 鹿児島市△△町 1234 番地 5	272 町 うち住居表示 未実施町数 32 町 町名：略	な し
	吉田町	(住居表示実施区域) 鹿児島郡吉田町牟礼岡一丁目 2 番 3 号 (住居表示未実施区域) 鹿児島郡吉田町□□1234 番地	3 町 町名：牟礼岡一丁目 牟礼岡二丁目 牟礼岡三丁目	5 字 大字名：西佐多浦、東佐多浦、 本城、本名、宮之浦
	桜島町	鹿児島郡桜島町□□1234 番地	な し	11 字 大字名：赤水、小池、赤生原、 武、藤野、西道、松浦、 二俣、白浜、横山、赤 水字新島
	喜入町	揖宿郡喜入町□□1234 番地	な し	6 字 大字名：瀬々串、中名、喜入、 一倉、前之浜、生見
	松元町	日置郡松元町□□1234 番地	な し	7 字 大字名：石谷、福山、春山、上 谷口、直木、入佐、松 陽台
	郡山町	日置郡郡山町□□1234 番地	な し	8 字 大字名：厚地、東俣、川田、郡 山、西俣、有屋田、嶽、 油須木
※「□□」は大字名				
合併後 の制度	1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとします。			
	2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとします。			
	○ 5 町の住所の表示（現行）			
		住所の表示	吉田町の表示例	備 考
	〇〇郡△△町□□1234 番地		鹿児島郡吉田町本城 1234 番地	網掛部分□□が大字
	↓			
○ 5 町の住所の表示案（合併後）				
	住所の表示	吉田町の表示例	備 考	
①	鹿児島市□□町 1234 番地	鹿児島市本城町 1234 番地	大字を町名とする	
②	鹿児島市△△□□町 1234 番地	鹿児島市吉田本城町 1234 番地	大字の前に旧町の名称を 付けた町名とする	
③	鹿児島市△△×町 1234 番地 ×××町 1234 番地	鹿児島市吉田本町 1234 番地 鹿児島市いろは町 1234 番地	新たな町名とする	

項目	(14) 地方税の取扱い						
現 状			鹿児島市		5 町		
	普通税	個人市民税	均等割	標準税率 ※1	年額3,000円	標準税率	年額2,000円
			非課税限度額	前年合計所得金額	315,000円	前年合計所得金額	280,000円
		法人市民税	所得割	標準税率		標準税率	本市と同じ
			均等割	標準税率		標準税率	本市と同じ
		法人税割	制限税率 ※2	14.7%	標準税率	12.3%	
		固定資産税	標準税率	1.4%	標準税率	本市と同じ	
		軽自動車税	標準税率		標準税率	本市と同じ	
	市町村たばこ税	一定税率 ※3		一定税率	本市と同じ		
	目的税	入湯税	標準税率	1人1日150円	喜入町は150円以内 郡山町は80円 他町は本市と同じ		
事業所税		一定税率		なし（指定都市等ではないため）			
都市計画税		制限税率	0.3%	なし（市街化区域がないため）			
<p>(注) 特別土地保有税については、平成 15 年度から新たな課税は行わないことから記載していません。</p> <p>※1 標準税率：地方団体が税率を定めるにあたり、用途とすべきであるとして、地方税法が定めている一定の税率</p> <p>※2 制限税率：地方団体が税率を定めるにあたり、それを超えることができないとして、地方税法が定めている一定の税率</p> <p>※3 一定税率：地方税法が、地方団体に、地方税法に定める一定の税率以外の税率を採ることができないこととしている税率</p>							
合併後の制度	<p>地方税については、鹿児島市の制度に統合します。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、合併特例法第 10 条第 1 項の規定により、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて不均一課税とします。なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げます。</p>						
	1 個人市民税の不均一課税（5町の区域）						
	対象項目	現 状	経過措置期間			制度一元化	
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	均等割	年額 2,000 円	年額 2,000 円	年額 2,000 円	年額 2,000 円	年額 3,000 円	
	2 事業所税の不均一課税（5町の区域）						
	対象項目	現 状	経過措置期間			制度一元化	
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	資産割 ※1	なし	0 円	200 円	400 円	600 円	
	従業者割 ※2	なし	0.00%	0.08%	0.16%	0.25%	
<p>(注) 地方税法の規定により合併が行われた日から 6 ヶ月間は課税できないため、平成 17 年度は平成 17 年 5 月 1 日以降に事業年度が終了するものから課税します。</p> <p>※1 資産割税額 = 事業所用家屋の床面積 × 1 m²あたり 600 円</p> <p>※2 従業者割税額 = 従業者給与総額 × 0.25%</p>							

項目	(15) 国民健康保険事業									
現 状	1 1市5町における1世帯及び1人当たり国保税額(年額)									
	①医療分(平成14年度決算) (単位:円)									
	項目 保険者	世帯数	被保険者数 (人)		保険税調定額 (医療分)		14年度1世帯 当たり税額		14年度1人 当たり税額	
	鹿児島市	95,967	167,914		12,206,856,080		127,198		72,697	
	吉田町	1,991	3,763		229,101,485		115,069		60,883	
	桜島町	1,144	2,015		127,329,500		111,302		63,191	
	喜入町	2,760	5,014		293,753,700		106,433		58,587	
	松元町	2,026	3,909		245,247,100		121,050		62,739	
	郡山町	1,658	2,966		213,324,300		128,664		71,923	
	合計	105,546	185,581		13,315,612,165		-		-	
現 状	②介護分(平成14年度決算) (単位:円)									
	項目 保険者	世帯数	被保険者数 (人)		保険税調定額 (介護分)		14年度1世帯 当たり税額		14年度1人 当たり税額	
	鹿児島市	38,381	48,726		657,994,910		17,144		13,504	
	吉田町	880	1,114		15,683,515		17,822		14,079	
	桜島町	445	500		8,719,300		19,594		17,439	
	喜入町	1,062	1,391		18,351,800		17,280		13,193	
	松元町	914	1,198		15,573,100		17,038		12,999	
	郡山町	577	754		12,642,200		21,910		16,767	
	合計	42,259	53,683		728,964,825		-		-	
	(注) 上記2表の税額は、各市町の平成14年度保険税調定額に基づく平均値であり、個々の世帯や個人の税額は、所得や世帯員数によって違いがあることから、合併後に各国保加入世帯(者)が実際に負担する税額とは異なるものです。									
現 状	2 平成15年度税率に基づくモデルケースによる国民健康保険税の違い(年額) (単位:円)									
			モデルA		モデルB		モデルC		モデルD	
	夫の所得		なし		なし		100万円		200万円	
	年間固定資産税額		なし		1万円		3万円		6万円	
	市町村名	賦課方式	保険税額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額	保険税額	鹿児島市との差額
	鹿児島市	3方式	41,100	-	41,100	-	137,300	-	308,500	-
	吉田町	4方式	40,000	1,100	43,700	▲2,600	138,400	▲1,100	306,700	1,800
	桜島町	4方式	39,200	1,900	45,700	▲4,600	161,100	▲23,800	359,700	▲51,200
	喜入町	4方式	36,600	4,500	40,200	900	136,200	1,100	304,200	4,300
	松元町	4方式	39,500	1,600	43,500	▲2,400	123,500	13,800	269,800	38,700
郡山町	3方式	44,500	▲3,400	44,500	▲3,400	170,700	▲33,400	388,900	▲80,400	
(注1) 各モデルの家族構成は、夫45歳、妻42歳、子供2人の4人世帯を想定。										
(注2) 賦課3方式=所得割+均等割+平等割、賦課4方式=所得割+資産割+均等割+平等割										
合併後の制度	国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合します。ただし、国民健康保険税の税率等については、平成16年度に限り、現行の制度を基本とします。									
	○ 合併後の国民健康保険税の賦課方式及び税率等の取扱い									
年次	平成16年度					平成17年度~				
取扱い	合併が行われた日以降は鹿児島市の制度(3方式、税率、納期等)を適用。 ただし、合併が行われた日の前日現在で5町の国保被保険者であった世帯主に対しては、それぞれの旧町の賦課方式、税率及び納期等を適用。					鹿児島市の制度(3方式、税率、納期等)を適用。 なお、税率は、今後の医療費の動向等を考慮する中で、統一した税率を設定。				

項目	(16) ごみ処理事業					
現 状	1 家庭ごみの分別と収集回数					
	鹿児島市 (合併後)	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	13 分別	9 分別	9 分別	10 分別	8 分別	13 分別
	もやせるごみ 週 2 回	週 2 回	週 3 回	週 2 回	週 2 回	週 2 回
	もやせないごみ 週 1 回	月 2~3 回	月 6 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	資源物 11 分別 プラ：週 1 回 ほか：月 1~3 回	7 分別 月 1 回	7 分別 プラ：月 6 回 ほか：週 1 回	8 分別 缶・びん：月 2 回 ほか：月 1 回	6 分別 プラ：週 1 回 雑草：年 2 回 ほか：月 1-2 回	11 分別 プラ：週 1 回 ほか：月 1 回
	2 ごみ処理手数料					
	無 料	有料指定袋	有料指定袋	有料指定袋	有料指定袋	有料指定袋
	3 粗大ごみ					
	戸別収集 (電話受付)	ステーション収集 (年 2 回)	収集しない (自己搬入)	ステーション収集 (月 1 回)	戸別収集 (月 1 回)	戸別収集 (月 1 回)
	4 ごみ・資源物の処理					
	①もやせるごみ					
	北部清掃工場 南部清掃工場	吉田清掃 センター ※1	桜島町クリーン センター	喜入町クリーン センター	クリーンサイクル センター ※2	クリーンサイクル センター ※2
	②もやせないごみ					
	横井埋立処分場	吉田町埋立 処分場	桜島町埋立処 分場 ※3	喜入町埋立処 分場 ※3	クリーンサイクル センター	クリーンサイクル センター
	③資源物					
	リサイクルプラザ、 民間施設	民間施設	民間施設	民間施設	クリーンサイクル センター、民間	クリーンサイクル センター、民間
	※1 吉田清掃センターは始良郡西部衛生処理組合の施設（吉田町に所在）					
※2 クリーンサイクルセンターは日置地区塵芥処理組合の施設（松元町に所在）						
※3 桜島町及び喜入町の埋立処分場はほぼ満杯の状態						
5 事業所ごみ						
行政収集しない (許可業者)	行政収集しない (許可業者)	行政収集を行う	行政収集しない (許可業者)	行政収集しない (許可業者)	行政収集を行う	
合併後 の制度	ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合します。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとします。また、家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については、平成 17 年度に再編します。					
	1 合併後の一般廃棄物の焼却処理は、鹿児島市の北部・南部清掃工場で行う。					
	北部・南部清掃工場の 最大処理量	現在の処理量 A	5 町のもやせるごみ量 B	合併後の処理量見込 A+B		
	1 日 645 トン	1 日 545.6 トン	1 日 38.6 トン	1 日 584.2 トン		
	2 合併後の一般廃棄物の埋立処分は、鹿児島市の横井埋立処分場で行う。					
	整備計画	現状で推移した場合	合併した場合			
埋立年数	平成 39 年 9 月まで	平成 45 年 1 月まで	平成 42 年 8 月まで			

項目	(19) 上水道事業																																																																																			
現 状	1 水道料金比較 (平成15年4月1日現在)																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鹿児島市</th> <th>吉田町</th> <th>桜島町</th> <th>喜入町</th> <th>松元町</th> <th>郡山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10m³</td><td>1,207</td><td>1,260</td><td>1,240</td><td>1,160</td><td>1,310</td><td>1,520</td></tr> <tr><td>20m³</td><td>2,467</td><td>2,310</td><td>2,230</td><td>1,940</td><td>2,670</td><td>2,570</td></tr> <tr><td>30m³</td><td>4,672</td><td>3,460</td><td>3,220</td><td>2,730</td><td>4,040</td><td>3,720</td></tr> <tr><td>40m³</td><td>7,560</td><td>4,720</td><td>4,210</td><td>3,520</td><td>6,140</td><td>4,980</td></tr> <tr><td>50m³</td><td>10,447</td><td>6,090</td><td>5,200</td><td>4,310</td><td>8,240</td><td>6,350</td></tr> <tr><td>60m³</td><td>13,335</td><td>7,660</td><td>6,260</td><td>5,090</td><td>10,340</td><td>8,030</td></tr> <tr><td>70m³</td><td>16,222</td><td>9,240</td><td>7,320</td><td>5,880</td><td>12,440</td><td>9,710</td></tr> <tr><td>80m³</td><td>19,110</td><td>10,810</td><td>8,380</td><td>6,670</td><td>14,540</td><td>11,390</td></tr> <tr><td>90m³</td><td>21,997</td><td>12,390</td><td>9,440</td><td>7,455</td><td>16,640</td><td>13,070</td></tr> <tr><td>100m³</td><td>24,885</td><td>13,960</td><td>10,500</td><td>8,240</td><td>18,740</td><td>14,750</td></tr> </tbody> </table>		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	10m ³	1,207	1,260	1,240	1,160	1,310	1,520	20m ³	2,467	2,310	2,230	1,940	2,670	2,570	30m ³	4,672	3,460	3,220	2,730	4,040	3,720	40m ³	7,560	4,720	4,210	3,520	6,140	4,980	50m ³	10,447	6,090	5,200	4,310	8,240	6,350	60m ³	13,335	7,660	6,260	5,090	10,340	8,030	70m ³	16,222	9,240	7,320	5,880	12,440	9,710	80m ³	19,110	10,810	8,380	6,670	14,540	11,390	90m ³	21,997	12,390	9,440	7,455	16,640	13,070	100m ³	24,885	13,960	10,500	8,240	18,740	14,750						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町																																																																													
10m ³	1,207	1,260	1,240	1,160	1,310	1,520																																																																														
20m ³	2,467	2,310	2,230	1,940	2,670	2,570																																																																														
30m ³	4,672	3,460	3,220	2,730	4,040	3,720																																																																														
40m ³	7,560	4,720	4,210	3,520	6,140	4,980																																																																														
50m ³	10,447	6,090	5,200	4,310	8,240	6,350																																																																														
60m ³	13,335	7,660	6,260	5,090	10,340	8,030																																																																														
70m ³	16,222	9,240	7,320	5,880	12,440	9,710																																																																														
80m ³	19,110	10,810	8,380	6,670	14,540	11,390																																																																														
90m ³	21,997	12,390	9,440	7,455	16,640	13,070																																																																														
100m ³	24,885	13,960	10,500	8,240	18,740	14,750																																																																														
(注) 口径13mm：一般用料金：1ヵ月：税込：円																																																																																				
合併後の制度	2 鹿児島市との水道料金格差 (鹿児島市料金－各町料金)																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>吉田町</th> <th>桜島町</th> <th>喜入町</th> <th>松元町</th> <th>郡山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10m³</td><td>▲ 53</td><td>▲ 33</td><td>47</td><td>▲ 103</td><td>▲ 313</td></tr> <tr><td>20m³</td><td>157</td><td>237</td><td>527</td><td>▲ 203</td><td>▲ 103</td></tr> <tr><td>30m³</td><td>1,212</td><td>1,452</td><td>1,942</td><td>632</td><td>952</td></tr> <tr><td>40m³</td><td>2,840</td><td>3,350</td><td>4,040</td><td>1,420</td><td>2,580</td></tr> <tr><td>50m³</td><td>4,357</td><td>5,247</td><td>6,137</td><td>2,207</td><td>4,097</td></tr> <tr><td>60m³</td><td>5,675</td><td>7,075</td><td>8,245</td><td>2,995</td><td>5,305</td></tr> <tr><td>70m³</td><td>6,982</td><td>8,902</td><td>10,342</td><td>3,782</td><td>6,512</td></tr> <tr><td>80m³</td><td>8,300</td><td>10,730</td><td>12,440</td><td>4,570</td><td>7,720</td></tr> <tr><td>90m³</td><td>9,607</td><td>12,557</td><td>14,542</td><td>5,357</td><td>8,927</td></tr> <tr><td>100m³</td><td>10,925</td><td>14,385</td><td>16,645</td><td>6,145</td><td>10,135</td></tr> </tbody> </table>		吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	10m ³	▲ 53	▲ 33	47	▲ 103	▲ 313	20m ³	157	237	527	▲ 203	▲ 103	30m ³	1,212	1,452	1,942	632	952	40m ³	2,840	3,350	4,040	1,420	2,580	50m ³	4,357	5,247	6,137	2,207	4,097	60m ³	5,675	7,075	8,245	2,995	5,305	70m ³	6,982	8,902	10,342	3,782	6,512	80m ³	8,300	10,730	12,440	4,570	7,720	90m ³	9,607	12,557	14,542	5,357	8,927	100m ³	10,925	14,385	16,645	6,145	10,135																	
		吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町																																																																														
10m ³	▲ 53	▲ 33	47	▲ 103	▲ 313																																																																															
20m ³	157	237	527	▲ 203	▲ 103																																																																															
30m ³	1,212	1,452	1,942	632	952																																																																															
40m ³	2,840	3,350	4,040	1,420	2,580																																																																															
50m ³	4,357	5,247	6,137	2,207	4,097																																																																															
60m ³	5,675	7,075	8,245	2,995	5,305																																																																															
70m ³	6,982	8,902	10,342	3,782	6,512																																																																															
80m ³	8,300	10,730	12,440	4,570	7,720																																																																															
90m ³	9,607	12,557	14,542	5,357	8,927																																																																															
100m ³	10,925	14,385	16,645	6,145	10,135																																																																															
(注) 税込：円																																																																																				
<p>吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合します。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止します。ただし、平成16年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とします。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、平成17年度から平成19年度にかけて段階的調整を行います。</p> <p>○ 水道料金経過措置モデル図 (5町の区域)</p> <table border="1" data-bbox="306 1809 1455 1870"> <tr> <td>鹿児島市</td> <td>5町</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>平成20年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合併前の料金比較</td> <td>現 状</td> <td>合併する年度</td> <td>経過措置期間</td> <td>経過措置期間</td> <td>経過措置期間</td> <td>料金一元化</td> </tr> </table> <p>(上水道事業と簡易水道事業を併存) (簡易水道事業を上水道事業に統合)</p>							鹿児島市	5町	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合併前の料金比較		現 状	合併する年度	経過措置期間	経過措置期間	経過措置期間	料金一元化																																																														
鹿児島市	5町	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																																																													
合併前の料金比較		現 状	合併する年度	経過措置期間	経過措置期間	経過措置期間	料金一元化																																																																													

項目	(20) 都市計画の取扱い						
現 状	1 都市計画区域等の設定状況 (単位: ha) (平成 15 年 4 月 1 日現在)						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	行政区域面積	28,979	5,479	3,219	6,115	5,105	5,775
	都市計画区域	○ 28,979	○ 650	×	○ 2,898	○ 3,171	○ 2,740
	線引き 市街化区域 調整区域	○ 8,428 20,551	×	×	×	×	×
	用途地域	○ 8,334 (12種類)	×	×	×	○ 226 (5種類)	○ 93.1 (6種類)
	2 都市計画の手続き (線引き見直し: 県決定)						
	時 期	住民への 情報提供等	線引き見直し			都市計画区域マ ス テ ル プ ラ ン 策 定 作 業	
	平成 14 年度		都市計画基本図修正				
	平成 15 年度		都市計画基礎調査			県案作成	
平成 16 年度		基礎調査解析			都市計画決定		
平成 17 年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ○説明会の開催 ○市議会へ報告 ○説明会の開催 ○市都市計画審 議会へ諮問 ○公聴会の開催 ○意見書の提出 ○市都市計画審 議会へ諮問 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市素案の 作成等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市案の策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県原案の作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県案の策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県案の公告・縦覧</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県都市計画審 議会に付議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">都市計画変更</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">新たな策定に 向けての見直し(案)作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">都市計画変更</div>		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>線引き見直しに 関する基本的事項 (県提示)</p> <p>農水省等との調整 国交省と下打合せ</p> <p>国交省・農水省と の事前協議</p> <p>国交大臣の同意</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 以下線引き見直しと同時期に 同じ手続き </div> </div>							
合併後 の制度	都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとします。 都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合します。						

項目	(25)介護保険事業						
現 状	1 第1号被保険者(65歳以上)の保険料年額(平成15年度)(単位:円)						
		第1段階 (×0.5) 老齢福祉年 金受給者で 世帯全員非 課税等	第2段階 (×0.75) 世帯全員非 課税	第3段階 (×1) 本人非課税	第4段階 (×1.25) 本人所得 200万円未 満	第5段階 (×1.5) 本人所得 200万円以 上	
	鹿児島市	22,600	33,900	45,300	56,600	67,900	
	吉田町	21,000	31,500	42,000	52,500	63,000	
	桜島町	24,400	36,600	48,800	61,000	73,200	
	喜入町	28,500	42,700	57,000	71,300	85,500	
	松元町	23,280	34,920	46,560	58,200	69,840	
	郡山町	23,280	34,920	46,560	58,200	69,840	
	2 低所得者対策(独自施策)						
		①介護保険料の 減額	②訪問介護利用 者負担助成	③訪問サービス 利用料助成			
鹿児島市	○	○	○				
吉田町	×	×	×				
桜島町	×	×	×				
喜入町	×	×	×				
松元町	○	×	×				
郡山町	○	×	×				
合併後 の制度	介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合します。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合します。						
	1 平成17年度の介護保険料増減額(年額)(単位:円)						
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
	鹿児島市	±0	±0	±0	±0	±0	
	吉田町	1,600	2,400	3,300	4,100	4,900	
	桜島町	▲1,800	▲2,700	▲3,500	▲4,400	▲5,300	
	喜入町	▲5,900	▲8,800	▲11,700	▲14,700	▲17,600	
	松元町	▲680	▲1,020	▲1,260	▲1,600	▲1,940	
	郡山町	▲680	▲1,020	▲1,260	▲1,600	▲1,940	
	2 低所得者対策(独自施策)						
① 介護保険料の減額 住民税非課税世帯に属する生計困難者について、保険料を第2段階から第1段階相当額へ減額します。							
② 訪問介護利用者負担助成 生計中心者が所得税非課税である低所得者が訪問介護を利用する場合、利用者負担額を国の特別対策に準じて10%から6%へ減額します。ただし、国の特別対策の対象者は除きます。							
③ 訪問サービス利用料助成 住民税非課税世帯に属する生計困難者について、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与の利用者負担額の2分の1(5%相当分)を助成します。							
※ 平成16年度については、合併が行われた日以降の保険料及び利用者負担が対象となります。							

項目	(26) 児童福祉事業												
現 状	1 保育料（月額）												
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町						
	保育所数	8カ所	2カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所						
	公立保育所	8カ所	2カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所						
	私立保育所	61カ所	2カ所	1カ所	5カ所	2カ所	1カ所						
	計	69カ所	4カ所	1カ所	5カ所	2カ所	2カ所						
	定員												
	公立保育所	770人	75人	0人	0人	0人	45人						
	私立保育所	5,349人	120人	90人	240人	120人	90人						
	計	6,119人	195人	90人	240人	120人	135人						
	階層及び保育料	10階層 0～2歳 0～51,000円 3～5歳 0～30,300円	7階層 0～2歳 0～50,000円 3歳 0～38,000円 4～5歳 0～34,000円	7階層 0～2歳 0～56,000円 3～5歳 0～53,900円 (保育単価限度制限あり)	11階層 0～2歳 0～43,000円 3歳 0～36,000円 4～5歳 0～32,000円	7階層 0～2歳 0～60,000円 3～5歳 0～37,320円	7階層 0～2歳 0～60,000円 3歳 0～38,600円 4～5歳 0～35,800円						
	2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）												
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町						
	児童クラブ数	39カ所	3カ所	1カ所	3カ所	2カ所	1カ所						
	利用児童数	1,706人	65人	20人	49人	84人	48人						
運営方法	運営委員会 39カ所に委託	運営委員会1カ 所、社会福祉法 人2カ所に委託	運営委員会 1カ所に委託	社会福祉法人 3カ所に補助	運営委員会 2カ所に委託	社会福祉法人 1カ所に委託							
保護者負担金	月額3,500円 減免制度あり おやつ代等別途	月額5,000円 ～6,000円 おやつ代含む	月額4,000円 減免制度あり おやつ代等別途	月額3,000円 ～4,000円 おやつ代含む 行事費等別途	月額2,600円 ～3,000円 おやつ代含む	月額4,000円 ～6,000円 おやつ代含む							
(注)平成15年4月1日現在													
3 乳幼児医療費助成事業 保険診療による医療費の一部負担額から下記の額を控除して償還払いで助成 (月額)													
自己負担額 (1ヵ月あたり)	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町							
市町村民税課税 世帯(0歳児)	0円	3,000円	0円	3,000円	3,000円	3,000円							
市町村民税課税 世帯(1～6歳未満)	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円							
合併後 の制度	1 保育料については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合します。 ○ 保育料増減の例（差額＝鹿児島市－各町） (単位：月額：円)												
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町						
			差額	差額	差額	差額	差額						
	市民税均 等割課税 の場合	3歳未満児	11,300	17,000	5,700	14,620	3,320	17,500	6,200	19,500	8,200	19,500	8,200
	3歳児	3歳児	8,700	14,000	5,300	12,370	3,670	14,500	5,800	16,500	7,800	16,500	7,800
		4歳児以上	8,700	14,000	5,300	12,370	3,670	14,500	5,800	16,500	7,800	16,500	7,800
	所得税 24,000円 の場合	3歳未満児	27,100	23,000	4,100	22,500	4,600	30,000	2,900	28,500	1,400	27,000	100
		3歳児	24,600	20,000	4,600	20,250	4,350	27,000	2,400	25,650	1,050	24,300	300
		4歳児以上	24,600	19,000	5,600	20,250	4,350	27,000	2,400	25,650	1,050	24,300	300
	所得税 160,000円 の場合	3歳未満児	40,800	40,000	800	42,700	1,900	43,000	2,200	45,750	4,950	45,700	4,900
		3歳児	29,400	36,000	6,600	32,580	3,180	36,000	6,600	37,320	7,920	38,600	9,200
		4歳児以上	29,400	33,000	3,600	28,240	1,160	32,000	2,600	37,320	7,920	35,800	6,400
	2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとし、運営方法については合併時まで調整を行います。												
	3 乳幼児医療費助成事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合します。												

項目	(27) 高齢者福祉事業						
現 状	1 心をつなぐ訪問給食事業						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	1日の配食数	1食(昼)	2食(昼・夕)	2食(昼・夕)	2食(昼・夕)	2食(昼・夕)	2食(昼・夕)
	↓ 合併までの間に見直し						
	2食(昼・夕)までとする						
	2 老人介護手当支給事業 (単位：円)						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	年 額 (手当受給者)	90,000 (45,000)	84,000 (36,000)	120,000	60,000	96,000	96,000
	3 長才まつり開催事業						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
事業名	「長才まつり」	「健康福祉まつり」	すこやか長寿社会づくり推進事業	該当なし	該当なし	「健康と福祉のつどい」	
4 地域ふれあい交流助成事業（鹿児島市のみで実施） 地域における小中学生と高齢者の交流事業に対する助成。 〔助成額〕 事業開始から3年目までの団体：1事業5万円（1団体3事業まで） 事業開始から4年目以降の団体：1事業3万円（1団体3事業まで） 〔事業例〕 ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、そばうち、地域清掃活動など							
合併後の制度	1 心をつなぐ訪問給食事業 平成17年度に鹿児島市の制度に統合します。 1日の配食数 2食(昼・夕)までとする						
	2 老人介護手当支給事業 平成17年度に鹿児島市の制度に統合します。 年 額 90,000円 (手当受給者) (45,000円)						
	3 長才まつり開催事業 鹿児島市の「長才まつり」は現行どおり実施します。 吉田町、桜島町及び郡山町で実施している事業については、地域性を考慮して実施します。						
	4 地域ふれあい交流助成事業 平成17年度に鹿児島市の制度を適用します。						

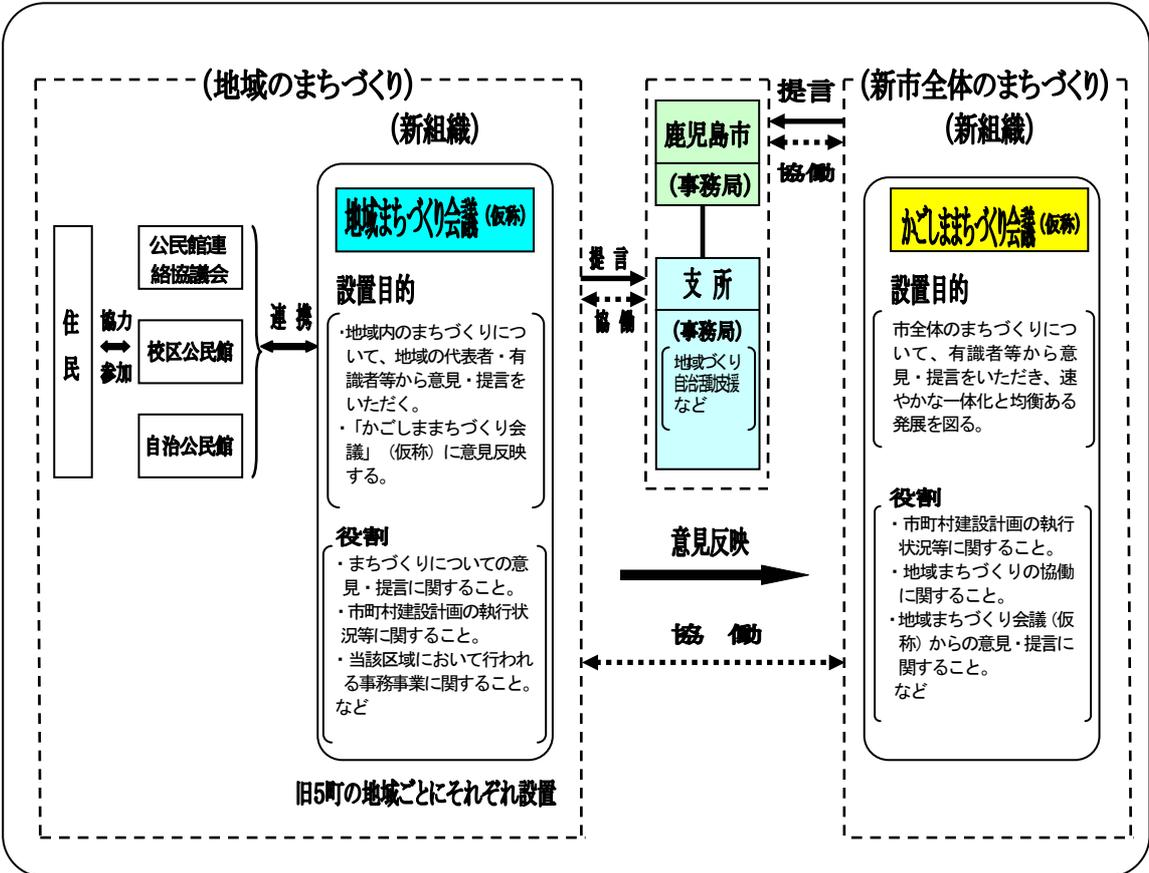
項目	(28) 障害者福祉事業						
現 状	1 ゆうあい訪問給食事業						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	1日の配食数	1食(昼)	2食(昼・夕)				
	↓ 合併までの間に見直し						
	2食(昼・夕)までとする						
	2 市民福祉手当(障害者・児)支給事業						
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	対象者	身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A1、A2、B1 精神保健福祉手帳 1、2級 (国の特別障害者手当等受給者は除く)	制度なし				
	手当年額	24,000円	制度なし				
	3 重度身体障害者日常生活用具給付等事業						
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
品目	浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目	鹿児島市に同じ					
	市単独2品目 (エアーパット、自家発電機)	制度なし					
4 重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業							
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
補助額(枚数)	紙おむつ等の購入費を補助 月額4,000円以内	月60枚	制度なし	年360枚	制度なし	制度なし	
5 友愛タクシー券交付事業							
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
補助額	年間14,000円を限度とする ・200円券×70枚交付 ・1回の使用は、 10枚(2,000円)以内	制度なし					
合併後の制度	1 ゆうあい訪問給食事業 平成17年度に鹿児島市の制度に統合します。						
	1日の配食数	2食(昼・夕)までとする					
	2 市民福祉手当(障害者・児)支給事業 平成17年度に鹿児島市の制度を適用します。						
	3 重度身体障害者日常生活用具給付等事業 平成17年度に鹿児島市の制度に統合します。 (市単独2品目についても給付します。)						
	4 重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業 平成17年度に鹿児島市の制度に統合します。 (月額4,000円以内の補助額とします。)						
5 友愛タクシー券交付事業 平成17年度に鹿児島市の制度を適用します。							

項目	(31) 保健衛生事業			
現 状	○ 主な事業			
		項目	鹿児島市	5 町
	①基本健康診査	実施方法	集団健診及び個別健診	喜入町、松元町は鹿児島市と同じ 吉田町、桜島町、郡山町は集団健診のみ
		対象者	32歳女性及び40歳以上の者	40歳以上の者
		自己負担金	無料	喜入町は鹿児島市と同じ 他町は1,300円
	②各種がん検診	実施方法	集団検診及び個別検診	集団検診のみ
		検診の種類	胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん	桜島町は鹿児島市と同じ 他町は前立腺がんは未実施
		自己負担金	有料	喜入町は無料 他町は有料
	③ミニドック検診	対象者	40歳及び50歳の男女	未実施
		検診内容	基本健康診査、各種がん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、腹部超音波検診	
	④地域参加型機能訓練		187カ所の「お達者クラブ」で実施	桜島町11カ所、松元町21カ所、郡山町1カ所で実施
	⑤予防接種	ポリオ	集団接種	鹿児島市と同じ
		風しん	個別接種	鹿児島市と同じ
		麻しん	個別接種	鹿児島市と同じ
		三種混合	個別接種	喜入町、松元町は鹿児島市と同じ 吉田町、桜島町、郡山町は集団接種
		二種混合	個別接種	集団接種
		日本脳炎(第1期)	個別接種	喜入町は鹿児島市と同じ 他町は集団接種
		日本脳炎(第2・3期)	個別接種	集団接種
		インフルエンザ	個別接種	鹿児島市と同じ
	⑥妊婦健康診査		前期・後期・臨月期の3回を医療機関に委託して実施	前期・後期の2回を医療機関に委託して実施
⑦乳幼児健康診査	3ヵ月児	個別健診	集団健診	
	7ヵ月児	個別健診	集団健診	
	1歳児	個別健診(1歳児)	個別健診(9~11ヵ月児)	
	1歳6ヵ月児	集団健診	鹿児島市と同じ	
	3歳児	集団健診	鹿児島市と同じ	
合併後の制度	平成17年度に鹿児島市の制度に統合しますが、実施にあたっては5町の現状を踏まえ対応します。今まで5町の保健センターを活用して行っていた事業は、できるだけ現状のままとします。前立腺がん検診、ミニドック検診及び臨月期妊婦健康診査は、5町にも拡大して実施します。			

項目	(32) 交通関係事業							
現 状	1 交通事業の実施状況							
		事業種別	14年度 乗車人員(人)	運輸系統	車両数 船舶数	14年度決算(千円)		
						収入	支出	差引
	鹿児島市	軌道事業	9,958,535	2系統	52両	1,705,249	1,627,064	78,185
		自動車運送事業	12,651,042	36路線	187台	2,661,156	3,302,480	▲ 641,324
	吉田町	巡回バス運行事業 (南国交通へ運行委託)	2,820 (7か月)	4路線	1台	14年度決算：3,488/7か月		
	桜島町	一般旅客定期航路事業 遊覧旅客不定期航路事業	3,690,795	—	6隻	2,618,467	2,584,543	33,924
		自動車運送事業	517,760	6路線	12台	143,598	142,702	896
松元町	循環バス運行事業 (南国交通へ運行委託)	17,520	2路線	1台	14年度決算：6,048/年			
郡山町	巡回バス助成事業 (林田バスへ運行委託)	9,773	6路線	1台	14年度決算：7,423/年			
	(注) 鹿児島市の自動車運送事業の14年度乗車人員には定期観光・貸切を含みます。また、桜島町の自動車運送事業の14年度乗車人員には定期観光・貸切・代替バスを含みます。							
合併後 の制度	1 コミュニティバスの運行事業							
	吉田町、松元町及び郡山町のコミュニティバスは、路線バスがないなど公共交通の不便な地域の交通手段として定着していることから、現行どおり運行します。							
	2 コミュニティー福祉号							
	桜島町が古河良地区において高齢者・障害者などを対象に直営で運行している福祉号は、運行形態を見直し引き続き運行しますが、合併後は対象者を限定しないものとし、利用状況を見て利用ニーズにあった見直しを行うこととします。							
	3 自動車運送事業							
桜島町のバス事業は、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合します。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとします。								
4 桜島町交通事業（フェリー事業）、自動車航送料助成及び自家用自動車通勤費助成								
	項目名	現況	調整方針					
	フェリー事業の事業主体	桜島町(地方公営企業法の一部(財務規程)を適用しています。)	地方公営企業法を全部適用し、設置者(合併後の市長)とは別に管理者を置く公営企業とします。					
	自動車航送料助成	・開始：平成12年4月 ・目的：町民の利便性向上、定住促進 ・内容：フェリーの車両回数券(36枚)の1/2の助成、年2回まで	合併時に廃止します。 合併時までにはフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討します。このことにより、利用者負担が軽減されることとなります。					
	自家用自動車通勤費助成	・開始：平成9年4月 ・目的：町民の定住促進、町の活性化 ・内容：フェリーの車両回数券(48枚)から5千円を控除した額の1/2を助成、年12回まで	合併時に廃止します。 合併時までにはフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討します。このことにより、利用者負担が軽減されることとなります。					

項目	(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業					
現 状	1 青少年の海外派遣等事業					
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	青少年の翼事業 1 マイアミ市 中学生を8月上旬から約2週間派遣 2 パース市 高校生を8月上旬から約3週間派遣 3 長沙市 高校生を8月中旬から約10日間派遣 4 ナポリ市 高校生(スポーツ交流)約10日間	海外派遣事業(平成15年度新規) 派遣先: マレーシア(平成15年度は北海道に変更) 対象: 小学校6年生及び中学生 研修期間: 7泊8日	1. 青少年国際交流研修生派遣事業 派遣先: リポン市(友好都市) 対象: 中学生及び高校生 研修期間: 1か月(夏休み期間) 2. 青少年留学奨励金支給事業 1年以上又は1学年以上の国外留学生(13~25歳)に1,000千円を支給する。	青少年海外派遣事業(指宿市及び開聞町との共同事業) 派遣先: オーストラリア・ロックハンプトン市(指宿市と姉妹盟約) 対象: 中学生及び高校生 研修期間: 20日 ※平成15年度からは隔年実施としたため、平成15年度は実施せず。	1. 青少年英国派遣事業 派遣先: サウサンプトン市(イギリス・町出身の偉人の顕彰) 対象: 中学生及び高校生 研修期間: 18日 2. 一般研修 地域やその他団体においてリーダー的立場にある者や商業や農業の分野において自立経営を志向する者等を国内外に派遣	海外派遣事業 派遣先: マレーシア 対象: 中学生、大学生及び青年 研修期間: 7泊8日
2 兄弟都市等との交流(国内)						
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	兄弟都市(山形県鶴岡市)と5年ごとに記念事業を開催。(昭和44年11月7日兄弟都市盟約) ・平成11年11月本市にて30周年記念式典を実施。 ※市教育委員会において、中学生の親善使節団の派遣・受入、勤労青年国内研修生の派遣・受入を実施	全国吉田町交流事業 全国の吉田町が産業・教育・文化における相互交流により友好と親善を深め、生活文化の向上を図ることにより、ふるさとを再認識し、将来に向かって活力ある町づくりに資する。	なし	姉妹都市交流事業(沖縄県与那城町) ・喜入町姉妹都市事業推進協議会総会(毎年) ・各種団体交流(交通安全協会・自治会等) ・青少年交流(青少年の船: 隔年交互実施) ・職員人事交流(各町1人: 3ヶ月間(平成10年度~)) ・平成10年8月10周年記念式典を実施(喜入町・与那城町で実施) ・来訪者受入	なし	なし
	3 姉妹・友好都市(海外)					
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	・ナポリ市(昭和35年5月3日姉妹都市盟約) ・パース市(昭和49年4月23日姉妹都市盟約) ・長沙市(昭和57年10月30日友好都市締結) ・マイアミ市(平成2年11月1日姉妹都市盟約)	なし	リポン市(昭和61年10月16日友好都市締結)	なし	なし	なし
合併後の制度	1 合併時に鹿児島市の制度に統合します。(各町の事業は廃止します。)ただし、その事業内容については、合併後見直すものとします。 2 鹿児島市の兄弟都市との交流は現行どおりとし、吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向や地域の実情も踏まえ、交流の内容について協議するものとします。 3 鹿児島市の姉妹・友好都市は現行どおりとし、桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定します。					

項目	(37) コミュニティ関係事業																																									
現 状	<p>1 1市5町の地域コミュニティ組織の状況</p> <p>① 5町の地域コミュニティ組織の基礎的団体である「自治公民館」は、地縁に基づく「自治会」としての機能と、社会教育活動を行う「公民館」としての機能の二面性を有しています。</p> <p>② 吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の4町については、自治公民館の連合組織である「校区公民館」又は「地域公民館」が組織されているほか、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の4町は、町内すべての自治公民館等をとりまとめる組織が結成されています。</p>																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鹿児島市</th> <th>吉田町</th> <th>桜島町</th> <th>喜入町</th> <th>松元町</th> <th>郡山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校区</td> <td>60校区</td> <td>5校区</td> <td>2校区</td> <td>6校区</td> <td>4校区</td> <td>3校区</td> </tr> <tr> <td>上部組織</td> <td>2団体 〔町内会連絡協議会〕</td> <td></td> <td>公民館連絡協議会</td> <td>公民館連絡会</td> <td>公民館連絡協議会</td> <td>公民館運営連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>中間組織</td> <td>30団体 連合町内会</td> <td>5団体 校区公民館</td> <td></td> <td>6団体 校区公民館</td> <td>12団体 地域公民館</td> <td>5団体 校区公民館</td> </tr> <tr> <td>基礎的団体</td> <td>643団体 町内会</td> <td>56団体 自治公民館</td> <td>11団体 自治公民館</td> <td>33団体 自治公民館</td> <td>61団体 自治公民館</td> <td>20団体 自治公民館</td> </tr> </tbody> </table>								鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	小学校区	60校区	5校区	2校区	6校区	4校区	3校区	上部組織	2団体 〔町内会連絡協議会〕		公民館連絡協議会	公民館連絡会	公民館連絡協議会	公民館運営連絡協議会	中間組織	30団体 連合町内会	5団体 校区公民館		6団体 校区公民館	12団体 地域公民館	5団体 校区公民館	基礎的団体	643団体 町内会	56団体 自治公民館	11団体 自治公民館	33団体 自治公民館	61団体 自治公民館	20団体 自治公民館
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町																																			
	小学校区	60校区	5校区	2校区	6校区	4校区	3校区																																			
上部組織	2団体 〔町内会連絡協議会〕		公民館連絡協議会	公民館連絡会	公民館連絡協議会	公民館運営連絡協議会																																				
中間組織	30団体 連合町内会	5団体 校区公民館		6団体 校区公民館	12団体 地域公民館	5団体 校区公民館																																				
基礎的団体	643団体 町内会	56団体 自治公民館	11団体 自治公民館	33団体 自治公民館	61団体 自治公民館	20団体 自治公民館																																				
<p>2 いきいき地域社会づくり事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鹿児島市</th> <th>吉田町</th> <th>桜島町</th> <th>喜入町</th> <th>松元町</th> <th>郡山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象団体</td> <td>単位町内会 (単位組織)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地域公民館 (中間組織)</td> <td>自治公民館 (単位組織)</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>・ふるさとづくり活動 ・まちづくり文化学習活動</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>住み良い地域づくりの推進に関する事業等</td> <td>・伝統行事 ・各種研修会 ・青少年育成 ・文化芸能の振興保存等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>対象経費によって異なる(全額・1/2)</td> <td>1団体:7万円+傾斜配分</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>1団体:6万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1団体:30万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	対象団体	単位町内会 (単位組織)				地域公民館 (中間組織)	自治公民館 (単位組織)	補助対象	・ふるさとづくり活動 ・まちづくり文化学習活動	なし	なし	なし	住み良い地域づくりの推進に関する事業等	・伝統行事 ・各種研修会 ・青少年育成 ・文化芸能の振興保存等	補助率	1/3				対象経費によって異なる(全額・1/2)	1団体:7万円+傾斜配分	限度額	1団体:6万円				1団体:30万円		
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町																																				
対象団体	単位町内会 (単位組織)				地域公民館 (中間組織)	自治公民館 (単位組織)																																				
補助対象	・ふるさとづくり活動 ・まちづくり文化学習活動	なし	なし	なし	住み良い地域づくりの推進に関する事業等	・伝統行事 ・各種研修会 ・青少年育成 ・文化芸能の振興保存等																																				
補助率	1/3				対象経費によって異なる(全額・1/2)	1団体:7万円+傾斜配分																																				
限度額	1団体:6万円				1団体:30万円																																					
<p>3 町内会広報活動推進事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鹿児島市</th> <th>吉田町</th> <th>桜島町</th> <th>喜入町</th> <th>松元町</th> <th>郡山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象</td> <td>・印刷機器 ・拡声器 ・パソコン ・掲示板</td> <td></td> <td>自治公民館の放送施設</td> <td></td> <td></td> <td>掲示板</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/3</td> <td>なし</td> <td>1/2</td> <td>集落からの要望により町費で掲示板を設置</td> <td>なし</td> <td>設定なし</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>1団体通算15万円(補助終了後、10年経過後、再度10万円を限度に補助)</td> <td></td> <td>設定なし</td> <td></td> <td></td> <td>1団体:5万円</td> </tr> </tbody> </table>								鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	補助対象	・印刷機器 ・拡声器 ・パソコン ・掲示板		自治公民館の放送施設			掲示板	補助率	1/3	なし	1/2	集落からの要望により町費で掲示板を設置	なし	設定なし	限度額	1団体通算15万円(補助終了後、10年経過後、再度10万円を限度に補助)		設定なし			1団体:5万円								
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町																																				
補助対象	・印刷機器 ・拡声器 ・パソコン ・掲示板		自治公民館の放送施設			掲示板																																				
補助率	1/3	なし	1/2	集落からの要望により町費で掲示板を設置	なし	設定なし																																				
限度額	1団体通算15万円(補助終了後、10年経過後、再度10万円を限度に補助)		設定なし			1団体:5万円																																				
合併後の制度	<p>1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとします。</p> <p>2 いきいき地域社会づくり事業は、17年度に鹿児島市の制度を適用し、統合します。16年度は現行どおりとします。</p> <p>3 町内会広報活動推進事業は、17年度に鹿児島市の制度を適用し、統合します。16年度は現行どおりとします。</p>																																									

項目	(40) まちづくり推進組織の取扱い
合併後の制度	<p>○ 鹿児島地区におけるまちづくり推進組織</p> <p>(1) 5町のそれぞれのまちづくりを推進するとともに、新市としての速やかな一体化と新市全体の均衡ある発展を図るため、合併特例法に規定する『地域審議会』以上に、5町の住民がそれぞれの地域のまちづくりに関して自由闊達に意見や提言を述べ、さらに地域審議会の権能になり新市全体のまちづくりを協議する組織を設置するものです。</p> <p>(2) まちづくり推進組織の概要図</p>  <p>(3) 設置期間</p> <p>『地域まちづくり会議』(仮称)及び『かごしまちづくり会議』(仮称)ともに、合併後、速やかに設置し、コミュニティの形成状況やまちづくりの進展の状況、国の地方制度調査会で検討を進めている地域自治組織等も勘案し、平成19年度中に組織のあり方について検討します。</p>
	<p>○ 地域審議会</p> <p>(1) 合併を進める上で、従来から、行政区域の拡大により、住民と行政の距離が大きくなることにより、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという懸念や意見があり、これが合併の阻害要因にもなってきました。このため、これらの懸念等に関し、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成11年の合併特例法の改正により地域審議会制度が設けられました。</p> <p>(2) 地域審議会は、合併関係市町村(旧市町村)の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べる事ができる、合併市町村の附属機関です。</p>

項目	(42) 使用料及び手数料の取扱い							
現 状	【調整に当たっての基本的な考え方】 使用料については、本市における施設と類似の施設の使用料は、料金制定の経緯を踏まえながら、可能な限り本市の料金体系に統合するように調整しました。なお、その際には5町におけるバランスも考慮しました。手数料については、公平性の観点から、合併時に統合するように努めました。							
	1 市営及び町営住宅使用料							
			鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	住宅戸数	公営住宅	35 住宅 10,129 戸	9 住宅 60 戸	6 住宅 91 戸	18 住宅 73 戸	4 住宅 89 戸	7 住宅 94 戸
		特定公共賃貸住宅	1 住宅 15 戸	なし	3 住宅 9 戸	なし	なし	なし
		若者定住促進住宅	なし	なし	3 住宅 6 戸	なし	なし	なし
	住宅使用料の設定	住宅使用料＝(家賃算定基礎額)×(市町村立地係数)×(規模係数)×(経過年数)×(利便性係数)※						
	家賃算定基礎額	政令で定められた収入区分別の金額(1市5町同じ)						
	市町村立地係数	0.95	0.7					
	規模係数	政令で定められた算出方法による数値(1市5町同じ)						
	経過年数係数	政令で定められた算出方法による数値(1市5町同じ)						
	利便性係数	0.7～1.0 住宅の立地条件や設備条件を勘案し、0.7～1.0の範囲内で事業主体が定める。						
	※ ただし、桜島町の特定公共賃貸住宅の住宅使用料は条例施行規則で、若者定住促進住宅の住宅使用料は条例で定められています。							
	2 市民農園使用料							
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町		
○都市農業センター市民農園		なし	○ふれあい農園	○貸し農園	○さしきばる農園	なし		
・家族用区画 20㎡ 2,400円			100㎡ 7,200円	50㎡ 2,000円	30㎡ 5,000円			
・団体用区画 50㎡ 6,000円								
・車いす使用者用区画 10㎡ 1,200円								
○農政課所管市民農園								
・家族用区画 20㎡ 2,400円								
3 督促手数料								
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町		
税・介護保険料等1通当たり	30円	100円	100円	100円	100円	100円		
※ 地方税法では、納税者等が納期限までに市税を完納しない場合において、納期限後20日以内に督促状を発しなければならぬものとされており、また、督促状を発した場合には条例の定めるところにより、手数料を徴収できると規定されています。								
合併後の制度	1 市営及び町営住宅使用料 公営住宅、特定公共賃貸住宅及び桜島町の若者定住促進住宅の住宅使用料については、17年度に、鹿児島市の制度に統合します。ただし、制度の統合により住宅使用料が上昇する入居者に対しては、17年度から19年度にかけて段階的調整を行います。16年度については、現行どおりとします。							
	2 市民農園使用料 17年度に新たな制度を制定し、再編します。16年度は現行どおりとします。(ただし、喜入町については19年度までは、現行どおりとします。)							
	3 督促手数料 合併時に再編します。(合併日以降に発する督促状に係るものから実費相当額も参考にしながら調整します。)							

項目	(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い																		
現 状	<p>1 負担金 この協定項目での負担金とは、民間団体などが行う事業に対して、市が一定の義務や責任を果たすために支出するものをさします。</p> <p>2 補助金 補助金とは、民間団体等が行う事業をより促進・奨励するために財政的な支援を目的として支出するものをさします。</p> <p>3 調整に当たっての基本的な考え方 協議調整の対象とした項目は、個人ではなく団体に対して支出されている負担金等であり、5町におけるものは原則として廃止されることとなります。しかし、支出されてきた経過等を考慮し、合併後も継続することが適当であると判断されるものについては支出することにしました。</p>																		
合併後の制度	<p>1 市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整します。</p> <p>5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整します。</p> <p>1 負担金の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="320 943 1417 1140"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 949 869 981">負担金の名称</th> <th data-bbox="869 949 1412 981">調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 987 869 1133"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本旅客船協会役員会負担金 ・ 地区酪農ヘルパー負担金 ・ 喜入港振興協力会負担金 ほか 15 件 </td> <td data-bbox="869 987 1412 1133"> 合併時に、吉田町、桜島町、喜入町及び郡山町の地位を鹿児島市に引き継ぎます。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補助金の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="320 1218 1450 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 1225 869 1256">補助金の名称</th> <th data-bbox="869 1225 1445 1256">調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 1263 869 1335"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区運営費補助金 ・ 教育振興会運営補助金 </td> <td data-bbox="869 1263 1445 1335"> 現行どおりとします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1341 869 1529"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全団体補助金 ・ 衛生自治団体運営補助金 ・ 身体障害者福祉協会補助金 ・ あいご会連合会（子ども会育成連絡協議会）補助金 ほか 6 件 </td> <td data-bbox="869 1341 1445 1529"> 17 年度に鹿児島市の制度に統合します（16 年度は現行どおり）。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1536 869 1608"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護区保護司会補助金 </td> <td data-bbox="869 1536 1445 1608"> 当面現行どおりとし、18 年度を目処に鹿児島市の制度に統合します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1615 869 1686"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会補助金 </td> <td data-bbox="869 1615 1445 1686"> 17 年度に新たな制度を制定します（16 年度は現行どおり）。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1693 869 1881"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性団体連合会活動助成事業補助金 ・ 防犯広域団体補助金 ・ レクリエーション協会育成補助金 ・ 私立幼稚園職員研修補助金 ほか 5 件 </td> <td data-bbox="869 1693 1445 1881"> 17 年度に鹿児島市の制度を適用します（16 年度は現行どおり）。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1888 869 1960"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社会教育振興助成事業補助金 </td> <td data-bbox="869 1888 1445 1960"> 当面現行どおりとし、19 年度を目処に鹿児島市の制度を適用します。 </td> </tr> </tbody> </table>	負担金の名称	調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本旅客船協会役員会負担金 ・ 地区酪農ヘルパー負担金 ・ 喜入港振興協力会負担金 ほか 15 件	合併時に、吉田町、桜島町、喜入町及び郡山町の地位を鹿児島市に引き継ぎます。	補助金の名称	調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区運営費補助金 ・ 教育振興会運営補助金 	現行どおりとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全団体補助金 ・ 衛生自治団体運営補助金 ・ 身体障害者福祉協会補助金 ・ あいご会連合会（子ども会育成連絡協議会）補助金 ほか 6 件	17 年度に鹿児島市の制度に統合します（16 年度は現行どおり）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護区保護司会補助金 	当面現行どおりとし、18 年度を目処に鹿児島市の制度に統合します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会補助金 	17 年度に新たな制度を制定します（16 年度は現行どおり）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性団体連合会活動助成事業補助金 ・ 防犯広域団体補助金 ・ レクリエーション協会育成補助金 ・ 私立幼稚園職員研修補助金 ほか 5 件	17 年度に鹿児島市の制度を適用します（16 年度は現行どおり）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社会教育振興助成事業補助金 	当面現行どおりとし、19 年度を目処に鹿児島市の制度を適用します。
負担金の名称	調整方針																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本旅客船協会役員会負担金 ・ 地区酪農ヘルパー負担金 ・ 喜入港振興協力会負担金 ほか 15 件	合併時に、吉田町、桜島町、喜入町及び郡山町の地位を鹿児島市に引き継ぎます。																		
補助金の名称	調整方針																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区運営費補助金 ・ 教育振興会運営補助金 	現行どおりとします。																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全団体補助金 ・ 衛生自治団体運営補助金 ・ 身体障害者福祉協会補助金 ・ あいご会連合会（子ども会育成連絡協議会）補助金 ほか 6 件	17 年度に鹿児島市の制度に統合します（16 年度は現行どおり）。																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護区保護司会補助金 	当面現行どおりとし、18 年度を目処に鹿児島市の制度に統合します。																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会補助金 	17 年度に新たな制度を制定します（16 年度は現行どおり）。																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性団体連合会活動助成事業補助金 ・ 防犯広域団体補助金 ・ レクリエーション協会育成補助金 ・ 私立幼稚園職員研修補助金 ほか 5 件	17 年度に鹿児島市の制度を適用します（16 年度は現行どおり）。																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社会教育振興助成事業補助金 	当面現行どおりとし、19 年度を目処に鹿児島市の制度を適用します。																		

項目	(44) 農林水産業関係事業						
現 状	1 新規就農者支援対策事業						
	項目	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	①技術研修	技術習得のための研修	なし	なし	なし	なし	なし
	②就農支援資金(県)の償還助成	償還助成あり	なし	償還助成あり	なし	なし	なし
	③資金関係	農地購入及び住宅資金に対する利子補給及び保証料の助成	なし	町単独資金貸付(1年据置後8年償還) ・新規就農者支援資金貸付基金 ・基金目的 新規就農者の農業経営に必要な資金を貸し付け、就農の支援を図る。 ・基金残高 20,039千円(13年度末)	なし	なし	なし
	④農地	農地のあっせん	なし	なし	なし	なし	なし
	⑤生活アドバイザーの設置	生活アドバイザーの設置し、日常生活全般にわたる助言相談	なし	なし	なし	なし	なし
	⑥新規就農奨励金の支給	なし	なし	新規就農奨励金の支給(5年間)	なし	なし	なし
	⑦ハウス利用料の補助	なし	なし	ハウス利用料の補助(5年間)	なし	なし	なし
	2 園芸振興事業(地域特産物振興事業)						
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
内容及び【補助率】	白ねぎ優良種苗導入【1/3】 かごしま早生苗木導入【1/3】	特産作物振興【定額補助(50千円)】 レイシ優良種子確保資材(防虫資材)【原材料支給】 レイシパイプ棚の設置【1/3】	かごしま早生苗木導入【1/3】 不知火苗木導入【1/3】 桜島大根栽培奨励【定額補助(2,800千円)】	夏菊新品種導入【定額補助(100千円)】 小型トンネルハウス【3/10】	完熟トマト栽培推進(実証圃)【定額補助(50千円)】 ※茶業には、別途国等から補助あり。	レイシ拡大対策 ・レイシ苗補助金【1/3】 ・レイシ地力対策事業補助金【定額(35千円)】 ・レイシ高齢者等集出荷事業補助金【1/3】 ・レイシ優良種子確保対策事業補助金【1/2】 ・レイシ販売促進、市場、産地研修活動事業補助金【1/3】 ・レイシ栽培資材補助金【1/3】	
合併後の制度	1 新規就農者支援対策事業 合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合します。16年度は現行どおりとします。 (桜島町の③単独資金貸付(新規就農支援資金貸付基金)、⑥就農奨励金、⑦ハウス利用料補助については16年度の末日に廃止します。ただし、合併時まで実行又は実施された③⑥⑦については、現行どおりとします。)						
	2 園芸振興事業(地域特産物振興事業) 合併する年度の翌年度に、新たな制度を制定し、再編します。16年度は現行どおりとします。 (各町の事業については、地域性を考慮して調整を図るものとし、吉田町の特産作物振興、松元町の完熟トマト栽培推進(実証圃)、郡山町のレイシ地力対策事業及びレイシ高齢者等出荷事業の補助金は廃止します。)						

項目	(45) 商工・観光関係事業					
現 状	1 中小企業資金融資制度					
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	中小企業資金融資制度 〔・保証協会取扱分保証料補助 ・保証協会等に対する損失補償〕	なし	各種融資制度の利用者に対する 利子の1/2を補助	なし	各種融資制度の利用者に対する 利子の1/5を補助	なし
2 観光案内所の運営						
鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
西鹿児島駅前及び鹿児島駅前に観光案内所を設置している。 運営・・・(財)鹿児島観光コンベンション協会	なし	フェリーターミナル(桜島港)に観光案内所を設置している。 運営・・・桜島町	なし	なし	なし	
3 観光イベント等						
鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
◎おはら祭 ◎かごしま錦江湾サマーナイト大花火大会 ◎鹿児島カッポ火山めぐりヨットレース ◎桜島・錦江湾横断遠泳大会 ◎かごしま夏祭 ◎谷山ふるさと祭	◎吉田町夏まつり 1. 実施内容: 舞台演芸、お楽しみ抽選会、花火等 2. 開催時期: 毎年8月第3土曜日	◎火の島祭り 1. 実施内容: 花火、ステージショー 2. 開催時期: 7月最終土、日 ◎ウォーキング大会 1. 実施内容: 小みかん畑等を舞台にしたウォーキング大会 2. 開催時期: 11月下旬～12月上旬	◎喜入町夏まつり 1. 実施内容: 相撲大会、歌謡ショー、花火等 2. 開催時期: 例年8月第3日曜日	◎松元町商工会夏まつり 1. 実施内容: 抽選会、カラオケ大会、花火等 2. 開催時期: 毎年8月 ◎さつま松元ふれあい市 1. 実施内容: 露天市、国際ナンコ大会等 2. 開催時期: 例年11月	◎郡山町夏まつり 1. 実施内容: パレード、舞踊披露、花火等 2. 開催時期: 例年8月第2土曜日 ◎八重山ハイキング 1. 実施内容: 八重山登山、ステージショー等 2. 開催時期: 例年11月第2日曜日	
合併後の制度	1 中小企業資金融資制度 桜島町及び松元町の利子補給制度は合併時に廃止し、鹿児島市の中小企業資金融資制度を1市5町に適用する。ただし、2町の合併前の利子補給に係る補助決定分については、鹿児島市が債務を引き継ぐこととします。					
2 観光案内所の運営 桜島フェリーターミナルの観光案内所については、(財)鹿児島観光コンベンション協会が運営を引き継ぎ、鹿児島市の他の観光案内所と一体的な運営を行います。						
3 観光イベント等 現行どおりとします。ただし、実施主体や実施方法等については今後調整を行います。						

項目	(46) 学校教育事業							
現 状	1 奨学資金貸付制度							
	内 容	対 象	鹿児島市 高等学校等〔高等専門学校（3年生まで）・盲、聾、養護学校の高等部・専修学校の高等課程〕に在学する者	吉田町	桜島町 高等学校・専修学校・各種学校及び大学・大学院に在学する者	喜入町 高等学校・大学（短大を含む）、高等専門学校及び専修学校に在学する者	松元町 高等学校、高等専門学校又は大学、短大、専修学校に在学する者	郡山町 高等学校、高等専門学校又は大学（短大を含む）に在学する者
		貸与月額	【高等学校等】 国公立 18,000円 私立 30,000円	制 度 な し	高等学校 13000円以内 大学等 30,000円以内	高等学校 15,000円 短大等 22,500円 大学 30,000円	高等学校、高等専門学校、専修学校高等部 10,000円以内 専修学校専門課程、一般課程、短大、大学 20,000円以内	町内高等学校 10,000円 町外高等学校 20,000円 高等専門学校又は大学 25,000円
	貸与実績 (14年度)	人 数	国公立 37人 私立 62人		高校生 3人 大学生 8人	高校生 4人 高専校生 1人 大学生 1人	専門学校生 1人 大学 2人	高校生 1人 短大生 1人 大学生 5人
		額	28,212,000円		3,348,000円	1,350,000円	720,000円	2,040,000円
	2 学校給食管理運営事業							
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
	管理運営形態	自校方式校 59校 センター校 31校	すべてセンター校 7校	すべて自校方式校 3校	すべてセンター校 7校	すべてセンター校 5校	すべてセンター校 4校	
	委託状況	自校方式校 該当なし センター 調理、配送、 回収、洗浄	配送、回収	なし	調理、配送、 回収、洗浄	配送、回収	調理、配送、 回収、洗浄 の一部	
	実績 (14年度) 児童生徒数	49,608人	1,374人	381人	1,316人	1,465人	795人	
合併後 の制度	1 奨学資金貸付制度 合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合します。ただし、桜島町、松元町、郡山町が合併する日の前日までに貸与を決定した奨学生については、正規の修業期間を終了するまでの間、現行どおりとします。							
	2 学校給食管理運営事業 桜島町は、17年度に鹿児島市の制度に統合します。 吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の共同調理場は、合併時にそれぞれ鹿児島市の学校給食センターとして引き継ぐものとし、鹿児島市と同一の管理運営とすることを基本に17年度までに調整します。							

項目	(47) 社会教育事業							
現 状	1 学校体育施設開放事業							
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
	開放校数	90校	7校	3校	6校	5校	4校	
	開放時間	・平日 19:00-21:00 ・土曜 13:30-17:00 ・日祝 9:00-17:00	・平日 19:00-21:00 ・土曜 13:30-17:00 ・日祝 9:00-17:00	・全曜日 17:00-21:00	・平日(運動場) 17:00-19:00 ・平日(体育館) 17:00-22:00 ・土日(運動場) 8:00-19:00 ・土日(体育館) 8:00-22:00	・平日 18:00-22:00 ・平日(屋内) 18:00-22:00 ・土曜(屋外) 13:00-22:00 ・日祝 9:00-22:00	・土曜 13:00-17:00 ・日祝 8:00-17:00 ・学校休業日 8:00-17:00 ・上記以外 18:00-22:00	
	使用料	照明料	照明料	無	無	照明料	照明料	
	2 公民館の設置							
		鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	
	内容	地域公民館8館	中央公民館1館	中央館1館、 地区館1館、 地区分館1館	地区公民館6館	中央公民館1館	中央公民館1館	
	実績 (14年度)	・公民館講座数 228講座 ・公民館利用者数 922,628人	・講座数 18講座 ・利用者数 13,040人	・講座数 23講座 ・利用者数 11,440人	・講座数 27講座 ・利用者数 62,432人	・講座数 15講座 ・利用者数 23,062人	・講座数 8講座 ・利用者数 14,269人	
	3 校区公民館活動推進・校区公民館整備							
	鹿児島市			吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
目的	地域住民の生涯学習の場になるとともに、町内会やあいご会、PTA、婦人会等の関係機関・団体への支援と連絡調整を図って、青少年の健全育成や地域課題を解決するための活動を行う。			制度なし				
内容	小学校の敷地内にあり、管理を学校に、運営を校区公民館運営審議会に委ねた社会教育施設 1 校区公民館の振興・充実 (1) 校区公民館運営審議会の機能充実 (2) 学習活動の拡充 (3) 地域づくり活動の充実 (4) 青少年健全育成活動の推進 2 校区公民館の維持管理 施設設備の点検・補修							
合併後の制度	1 学校体育施設開放事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合します。							
	2 公民館の設置 吉田町、松元町及び郡山町の中央公民館並びに桜島町公民館は、合併時に地域公民館として引き継ぐものとし、桜島町の白浜地区公民館及び同新島分館並びに喜入町の地区公民館は、現行どおりの利用としますが、合併時に校区公民館として引き継ぐものとし、ただし、喜入町については、当面、喜入地区公民館を地域公民館に準じた施設とし、将来、地域公民館の設置を検討します。							
	3 校区公民館活動推進・校区公民館整備 鹿児島市の制度を適用して、校区公民館を各町に置くこととしますが、施設の整備が進んでいない校区については、当面余裕教室等の活用を図るものとし、校区公民館運営審議会は19年度までに順次整備します。							

項目	(48) その他事業		
現 状	○ 5町における複合施設		
	町	施設名	①建物構造 ②建物(敷地)面積 ③供用開始年度 ④施設の主な概要
	吉田町	輝楽里よしだ館	①木造平屋建 ②113㎡ ③平成14年度 ④展示販売室など
		ふれあいパークよしだ	②5,525㎡《県所有(2,255㎡)+町有地(3,270㎡)》 ③平成10年度 ④駐車場、四阿 ^{あずまや} など(施設は県より管理を受託)
	桜島	火の島めぐみ館	①鉄筋コンクリート造 ②746.15㎡ ③平成12年度 ④物産直売所、食事提供室など
		桜島旬彩館	①鉄骨造平屋建 ②420.20㎡ ③平成7年度 ④調理加工室、低温貯蔵庫、研修室など
	島	国民宿舎「レインボー桜島」	①鉄筋コンクリート造 ②3,815.66㎡ ③平成12年度 ④食堂、和宴会場、大会議室、客室(27室)など
		桜島マグマ温泉	①鉄筋コンクリート造 ②840.853㎡ ③平成12年度 ④一般浴場2か所、身障者兼家族風呂、休憩所
	町	桜島港緑地施設(緑地広場)	②10,000㎡(町有地) ③平成13年度 ④ボードウォーク、展望所、休憩所、多目的トイレなど(県所有)
		桜島港緑地施設(人工海浜)	②13,000㎡(町有地) ③平成14年度 ④人工ビーチ、ボードウォーク、園地多目的トイレなど(県所有)
		さくらじま白浜温泉センター	①鉄筋コンクリート造 ②1,348㎡ ③平成5年度 ④一般浴場 福祉浴場 家族風呂、休憩室、食堂施設等
	喜入町	喜入八幡温泉保養館	全体面積 ①鉄筋コンクリート造 ②3,478.33㎡ ③平成4年度 ④1階:浴場、レストラン、売店など 2階:大広間、個室など
		喜入町室内温水プール	《町有地 ①鉄骨造平屋建 ②2,083.53㎡ ③平成5年度 ④競泳用プール(25m,8コース)、ジャグプール、スライダーなど
		多目的広場	+県管理地 ③平成7年度 ④ゲートボール8面 など
	松元町	松元町平野岡健康づくり公園(運動施設)	②50,599㎡ ③平成3年度 ④多目的グラウンド、テニスコート、補助グラウンド、多目的ドーム(H15年度建築中)など
		松元町平野岡健康づくり公園(体育館・温泉施設)	①鉄筋コンクリート造 ②5,247.46㎡ ③平成5年度 ④1階:体育館、温泉など 2階:多目的室など
		松元町平野岡健康づくり公園(茶山房)	①鉄筋コンクリート造 ②718.43㎡ ③平成7年度 ④1階:実習室、茶室など 2階:研修室、洋室
	郡山町	八重の里	①木造平屋建 ②218.97㎡ ③平成8年度 ④展示販売室、食品加工室など
		竹林公園	②5,636㎡《県管理地(1,452㎡)+町有地(4,184㎡)》 ③平成8年度 ④駐車場、四阿など(県所有)
		八重山公園	②73,152.66㎡ ③平成2年度 ④多目的広場、モニュメント広場、交流促進センター、コテージ(7棟)、常設テニスコート、シャワー、炊事棟など
郡山町総合運動公園(総合運動公園)		②210,750㎡ ③平成9年度 ④多目的競技場、多目的広場、テニスコート、児童広場、グラウンドゴルフ場、交流施設、いこいの森、ジョギングコースなど	
郡山町総合運動公園(温泉活用型スパランド裸・楽・良)		①鉄骨造・RC造 ②4,768.6㎡ ③平成12年度 ④ロビー、売店、洋風・和風風呂、レストラン、和食亭、大広間、研修室、スタジオ、トレーニングルーム、ボディケアルーム、リラクゼーションルーム、健康相談コーナー、客室18室(洋4,和10,和3,特別1)など	
合併後の制度	<ul style="list-style-type: none"> 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の複合施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、現行の住民サービス水準を低下させないことを基本に合併時まで調整します。 県が設置した吉田町のふれあいパークよしだ、桜島町の桜島港緑地施設(緑地広場・人工海浜)及び郡山町の竹林公園の施設については、管理業務を合併時に鹿児島市に引き継ぎます。 喜入町の複合施設及び郡山町の竹林公園が所在する土地のうち、県が占用許可する土地の使用については、合併時に地位を鹿児島市に引き継ぐことを基本に調整します。 		

8 主な合併協定項目の内容（合併協議会で継続協議中）

項目	(27-2) 高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）					
現 状	1 敬老特別乗車証交付事業					
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	<p>【内容】 市営の電車・バス及び民営のバスが無料で利用できる敬老特別乗車証（敬老パス）を交付</p> <p>【対象者】 市内に居住し、住民登録を有する70歳以上の者。70歳誕生月の初日から適用</p> <p>【敬老特別回数券】 ・東桜島地区（黒神町及び高免町を除く。）居住者については、桜島町営フェリーの回数券を交付する。 ・黒神町及び高免町の居住者については、桜島町営フェリー及び桜島町営バスの回数券を交付する。</p>	なし	<p>【内容】 桜島町営バス及び桜島町営フェリーが無料で利用できる町営乗合自動車及び船舶特別乗車船券（敬老パス）を交付</p> <p>【対象者】 町内に居住し、住民登録を有する70歳以上の者。70歳誕生月の初日から適用</p> <p>【民間バス利用回数券】 赤水地域の敬老パス交付者に民間路線バス利用回数券を交付</p>	なし	なし	なし
	2 すこやか入浴事業					
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
	<p>【内容】 鹿児島市内の公衆浴場を無料で利用できる「すこやか入浴券」を交付</p> <p>【対象者】 市内に居住し、住民登録を有する70歳以上の者。70歳誕生月の初日から適用</p> <p>【交付枚数】 一人当たり年間24枚</p> <p>【利用可能施設】 鹿児島県公衆浴場業生活衛生同業組合鹿児島支部に加盟する公衆浴場53か所。東桜島支所管内に居住する方は、上記53か所に加え古里観光ホテルも利用可能</p>	<p>【内容】 吉田町内の公衆浴場を無料で利用できる「老人温泉保養券」を交付</p> <p>【対象者】 吉田町に住所を有する70歳以上の者。70歳誕生月の翌月の初日から適用</p> <p>【交付枚数】 一人当たり年間24枚</p> <p>【利用可能施設】 町内浴場5か所</p>	なし	なし	なし	なし
調 整 方針案	<p>一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時まで決定します。</p> <p>見直し後の制度については、新市域（5町）にも適用するものとします。</p> <p>新市域（5町）へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（敬老）交付事業及び吉田町が実施している老人温泉保養事業は、廃止します。</p>					

項目	(28-2) 障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）					
現 状	1 友愛特別乗車証交付事業（精神障害者）					
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町
<p>【内容】 市営の電車・バス及び民営のバスが無料で利用できる友愛特別乗車証（友愛パス）を交付</p> <p>【対象者】 市内に居住し、住民登録を有する精神障害者（6歳以上 70歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者）</p> <p>【友愛特別回数券】 ・東桜島地区（黒神町及び高免町を除く）居住者については桜島町営フェリーの回数券を交付 ・黒神町及び高免町の居住者については桜島町営フェリー及び桜島町営バスの回数券を交付</p>	なし	なし	なし	なし	なし	
2 友愛特別乗車証交付事業（身体障害者・知的障害者）						
鹿児島市	吉田町	桜島町		喜入町	松元町	郡山町
<p>【内容】 市営の電車・バス及び民営のバスが無料で利用できる友愛特別乗車証（友愛パス）を交付</p> <p>【対象者】 市内に居住し、住民登録を有する身体障害者（6歳以上 70歳未満の1級～4級の身体障害者手帳所持者〔ただし、4級は65歳以上 70歳未満〕）並びに原爆被爆者手帳所持者（70歳未満の者）、及び知的障害者（6歳以上 70歳未満の療育手帳所持者）</p> <p>【友愛特別回数券】 ・東桜島地区（黒神町及び高免町を除く）居住者については桜島町営フェリーの回数券を交付 ・黒神町及び高免町の居住者については桜島町営フェリー及び桜島町営バスの回数券を交付</p>	なし	<p>【内容】 桜島町営バス及び桜島町営フェリーが無料で利用できる町営乗合自動車及び船舶友愛優待乗車船券を交付</p> <p>【対象者】 町内に居住し、住民登録を有する身体障害者（6歳以上 70歳未満の1級～3級の身体障害者手帳所持者〔施設入所者は除く〕）及び知的障害者（6歳以上 70歳未満の療育手帳所持者〔施設入所者は除く〕）</p>		なし	なし	なし
調整方針案	<p>交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時まで決定します。</p> <p>見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域（5町）にも適用するものとします。</p> <p>新市域（5町）へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（友愛）交付事業は、廃止します。</p>					

本市の市町村合併に対するご意見をお寄せください。

【ご意見の送付先・お問い合わせ先】

鹿児島市企画部合併対策室

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

電 話 099-216-1119

ファックス 099-219-6616

Eメール kikaku5@city.kagoshima.kagoshima.jp